

令和5年3月定例教育委員会

開催日時 令和5年3月17日（金）午前9時～12時15分
午後1時15分～4時

1 開 会（教育長）

○足羽教育長

おはようございます。ただいまから令和5年3月の定例教育委員会を開会いたします。今年度最後の教育委員会となりました。今年度も1年間にわたり、コロナ禍の中、本当に難しい教育行政でありましたけれども、委員の皆様方のご指導ご支援の甲斐あって、なんとか無事子どもたちの教育活動を守ることができたかなというふうに思っております。どんどんコロナ対応も解除の方向に向かっていきますが、まだ現に100人前後の感染者が続いていること、そしてこれがいつぶり返しがあるか分からない中で、社会全体はコロナ禍から、脱コロナになっていくようになっておりますが、新年度に向けても、子どもたちの教育活動が止まらないように、しっかり支え守っていききたいなというふうに思っております。この1年の皆様のご指導ご支援に改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

2 日程説明

○足羽教育長

それでは、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いいたします。

○谷口教育総務課長

本日は議案19件、報告事項15件の計34件になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

3 一般報告

○足羽教育長

では、最初に私から一般報告をさせていただきますが、例年どおりこの3月は議題、報告、委員協議等を含めて盛りだくさんですので、精力的に議論をお願いしたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先程ちょっと触れましたが、新型コロナは2月は4,900人で随分下がって参りました。学校等でのクラスターもほとんど無くなってきた状態であります。年度末までは従来どおりの学校での体制を、マスク着用を含めて継続していきます。4月以降はまた3月20日の本部会議で県の方向性を示していきたいなというふうに思っているところでございます。

報告事項ですが、たくさんございますので、ポイントになるようなところだけ紹介させ

いただきます。まず2月7日のコミュニティースクール文部科学大臣表彰、これは鳥取市立湖南学園が、湖南地区とのコミュニティースクールを見事に運営されて、コロナ禍の中でありましたが様々な活動にチャレンジされたということで、文部科学大臣表彰を受け、その受賞報告に来ていただきました。

8日は総合教育会議でお世話になりました。

そして9日、県の教育審議会が開催されましたが、これは教育振興基本計画の改訂に向けた検討骨子を委員の皆様方にお示しをして、ご意見を今後賜っていくということで、基本計画改訂に向けた検討のキックオフの会をさせていただいたところでございます。

そして2月13日から、県議会が開催されました。3月13日までございましたが、代表質問者を含めて16人から今回もたくさんの質問をいただきました。寮を含めた高校の魅力化、それから幸せとはなにかという、これは代表質問ではありましたが大きな枠で議論を熱く、知事半分、教育長半分ぐらいの時間をしっかり取って議論させていただきました。それからその他には、通学路の安全対策がどうなっているかでありますとか、切れ目ない教育支援の在り方ですとか、あるいは建設業界の人材が不足している、特に中部なんです、農業高校に建設関係がありますが、なかなか人材が育っていないというふうなそうした地域の声を拾っての質問がございました。それから手話コーディネーターの育成というふうな観点ですとか、あるいはバカロレア教育、ふるさとキャリア教育といったものの総括に価するような形で紹介をさせていただいたところでございます。

そして、ずっと進みますが、3月7日、8日には、高校入試がございました。英語の問題が残念ながら、no problemのはずが、problemのつづりが間違っていて、lがrになっているというミスが発覚しまして、全員正解というような対応を取らせていただいたところでございますが、数名コロナ関係で追試に回った生徒がありました。ただ、これも後日全員がきちんと受験をして、昨日の合格発表に繋がったところでございます。

そして3月10日は、県立学校長会で人事異動の内示をさせていただきました。今日議案としても上がってきますが、この度は9人の県立学校の校長先生方のご退職ということで、私のほうから謝辞を含めてお話をさせていただいたところでございます。

そして3月15日、ねんりんピックの実行委員会がございまして、これは再来年度になります、この鳥取県で開催されるということで、全県を挙げての取組となって参ります。もう実行委員会はスタートしているんですけども、2回目の実行委員会として、具体的な開会式や閉会式の内容だとか、子どもたちをそこにどう絡めていくのかという視点も今後入ってくるんじゃないかと思しますので、子どもたちにとっても、いい学びの場に繋がるんだろうなと思って、なんとか子どもたちの活躍がこのねんりんピックでも発揮できるようなかたちで進めたいと思っております。

ちょっと戻りますが、2月7日に、書いておりませんが鳥取の手話言語書籍を手話言語協会のほうからいただきました。お手元に資料を1枚置いておりますが、聴覚障がい者協会の下垣理事長さん等が来ていただきまして、子どもたちの手話言語がより広まるようにということで、本を新たに協会のほうで作られました。これをぜひ子どもたちに届けて手話の広がりをとということで紹介をさせていただいたところでございます。来年はいよいよ手話パフォーマンス甲子園開催から10年、条例制定から10年という節目の年を迎えます。ぜひこうした手話チャレンジもスタートしたところでございますが、この手話言語の

取組がより広まる、あるいは深まるような形で、子どもたちのほうに届けていきたいなどというふうに思っているところでございます。鳥取県の地名、名所を紹介したような、そういう身近な鳥取を紹介する手話言語みたいな内容になっておりますので、また機会があれば見ていただければと思います。簡単ですが私からは以上でございます。

4 議 事

○足羽教育長

続いて議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と佐伯委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、林次長から議案の説明をお願いします。

○林次長

本日は議案19件でございます。概要をそれぞれ説明させていただきます。

議案第1号から第4号までに関しましては、教育委員会事務局、市町村立学校長人事、県立学校長等の人事等に関するもので、年度末人事についてお諮りするものでございます。

議案第5号は、公立学校教職員の懲戒処分についてということで、公立学校教職員について非違行為がございましたので、その対応をお諮りするものでございます。

議案第6号、令和5年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命についてでございます。令和6年度から使用する小学校の教科書等に関します審議をしていただくために委員を任命するものでございます。

議案第7号、令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則については、令和5年度からの組織改正に伴います関係規則の改正を行うものでございます。

議案第8号、9号、12号につきましては、鳥取県教育委員会事務処理規程、また任命発令規程等、この度地方公務員の定年引き上げ等に係る所要の改訂を行うということで、関係規程の改訂を行いたいと考えております。

議案第10号、鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正につきましては、道路交通法の改正に伴う所要の改正を行いたいというものでございます。

議案第11号、14号、15号につきましては、高等学校及び特別支援学校の学則の改正でございますが、学年始休業日の拡大に伴う所要改訂、または学則につきましてはそれに加えまして、体験的学習活動等の休業日を規定する改訂を行おうとするものでございます。

議案第12号、第13号につきましては、県立高等学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の一部改訂ということで、文部科学省における指針の改訂を踏まえまして、本県の指標の一部改正を行おうというものでございます。

議案第16号は、鳥取県特別支援教育推進計画の作成ということで、今後の本県の特別支援教育の在り方につきまして今後の推進計画を新たに定めようとするものでございます。

議案第17号、令和6年度の県立高等学校学科名の変更については、令和6年度からの県立高等学校の学科名を一部変更を行おうとするものでございます。

議案第18号、鳥取県人権教育基本方針の第三次改正につきましては、鳥取県人権施策

の方針が第四次改訂が行われましたことを踏まえまして、人権教育基本方針の方につきましても改訂を行おうとするものでございます。

議案第19号、博物館登録に関する一部改正につきましては、博物館法が改正が行われましたことに伴います所要の改訂を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(1) 議案

○足羽教育長

それではまず議案に入りたいと思いますが、議案及び報告事項のうち、人事案件に関するもの、例年どおりですが、議案の第1号から6号まで、及び関連事項として報告事項のアからウまでは人事に関する案件でございますので、ここを非公開で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。(同意の声。)では暫くお待ちください。

- 【議案第1号】 教育委員会事務局人事(課長級以上)について(非公開)
- 【報告事項ア】 教育委員会事務局人事について(非公開)
- 【議案第2号】 市町村(学校組合)立学校長人事について(非公開)
- 【議案第3号】 県立学校長人事について(非公開)
- 【議案第4号】 県立学校事務長(課長相当職)人事について(非公開)
- 【報告事項イ】 市町村(学校組合)立学校教職員人事について(非公開)
- 【報告事項ウ】 県立学校教職員人事について(非公開)
- 【議案第5号】 公立学校教職員の懲戒処分について(1)(非公開)
- 【議案第5号】 公立学校教職員の懲戒処分等について(2)(非公開)
- 【議案第5号】 公立学校教職員懲戒処分について(3)(非公開)
- 【議案第6号】 令和5年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について(非公開)

- 【議案第7号】 令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

○足羽教育長

では、議案第7号からは公開で行いたいと思います。では、議案第7号の説明をお願いします。

○谷口教育総務課長

議案第7号をお願いいたします。令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について議決をお願いするものでございます。資料をめくっていただきまして、この度の整備に関する規則の概要について、2の(1)と(2)がございます。主な内容といたしましては、教育環境課の一部の業務を教育センターに移管するとともに、現在の教育センターにございますGIGAスクール推進課を廃止し、教育D

X推進課を新設する。この件につきましては、先日も説明させてもらいましたが、これに伴います規則の改正です。あとは、博物館法が改正されまして、これに伴います運用条項の修正、また附属機関の担当の変更を行うというものでございます。

めくっていただきまして2頁の左側に新旧対象表を付けております。主だったところだけ説明しますが、まず第4条のところ、各課の分掌事務を定めております。右側が改訂前で教育環境課のほうにございます。アンダーラインを引いていますが、鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関する事、こちらにつきまして教育センターのほう、左側第4条第2項に教育センターの司ることとされた事務が書かれております。この中の(4)第4号ですね。学校教育に係る情報通信技術(ICT)の活用に関する事というような表現で業務の移管を表現させていただいております。

次に一番下のほうにございます。別表第1というのがございますが、そちら側のほうは内部組織を規定する表になっております。この中に右側のほうは改正前の教育センター、内部組織といたしましてGIGAスクール推進課とございますが、この度GIGAスクール推進課を廃止しまして、左側に教育DX推進課を設置させていただいております。

3頁でございます。上のほうに別表第2とあります。こちらは附属機関につきましての表になっております。現在附属機関のうち、鳥取県美術資料収集評価委員会というのがございます。美術作品の収集に当たりまして専門の委員さんからご意見をいただきまして、収集の可否あるいは作品取得金額の適否についてご審議いただいておりますが、現在博物館に美術振興課がございまして関係もありまして、博物館のほうが庶務担当機関とさせていただいておりますけれども、ウォーホルのブリロの箱の関係もございまして、美術館整備局美術館整備課のほうでこの度、庶務担当機関を移しまして、しっかりと県立美術館としての収集をここでやるというふうな表現にさせていただこうと思っております。なお、具体的な職員につきましてはそれぞれ併任、専任などをかけておりますので、具体的実務上においては変更はございません。

次に第2条といたしまして、教育センターの管理運営規則の改正もございます。表の中にございますが、所掌事務第2条で2のところ左側のほう、学校教育における情報通信技術の活用に関する事というのを追加させていただきました。

第3条に内部組織と分掌事務の事を書かせていただいております。教育DX推進課を置くということと、その分掌事務といたしまして一番下に(1)2とございます。(1)のほうに教育デジタルトランスフォーメーション、これが教育DXになりますが、こちらの推進に関する事というのを置き、(2)に教育情報通信ネットワークの運用に関する事ということで、現在の教育環境課にあります業務を移管したということを示させていただいております。

規則としては4月1日からの施行ということで考えております。説明としては以上でございます。

○足羽教育長

組織改変に伴う一部の規定、規則の改正でございますが、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○若原委員

3頁のG I G Aスクールのところ、教育DX推進課。改正前のほうはG I G Aスクール構想について説明が詳しく書いてありますね。教育DX推進課のほうは何も説明がないですが、何をするとところかというのは分かりやすくしないでいいでしょうか。

○谷口教育総務課長

右側のほうにあります改訂前のG I G Aスクール推進課のほうに詳しく7行ぐらい書いております。これは事務の所掌のほうを書いておまして、G I G Aスクール構想というものを担当するのがG I G Aスクール推進課だというふうなことを現在は書かせていただいていますけれど、G I G Aスクール構想といっても一般的にG I G Aスクール構想とはなんぞやということがありますので、6行ぐらいカッコ書きに注釈を書かせていただきまして、ちょっとボリュームが大きいように見えますけれども、G I G Aスクール推進課の所掌事務は今の書き方をさせていただいているのが現状です。そして左側のほうは教育DX推進課のほうで、(1)番のところ、教育デジタルトランスフォーメーションの推進に関するものとさせていただいております。カッコ書きのところのデジタル技術の活用による教育の変革をいうというふうには、現状のG I G Aスクール構想と比べると、あっさりぎみに書かせていただいているのは、ご指摘のとおりではあるんですが、デジタル技術の活用による教育の変革という大きなテーマをこの度教育DX推進課のほうには担っていただき、これから本当どのような形になられるかというのはありますけれども、ちょっと明確な表現をすると、量もかなり大きくなりかねないというのもあるので、ちょっとこれは政策法務課という規則の担当課と調整した結果、ひとまずこの表現にとどめようかというところにしました。

○若原委員

(1)(2)のところ、それに該当する。

○谷口教育総務課長

G I G Aスクール構想自体が、広い意味で教育デジタルトランスフォーメーションの一貫と考えていますので、現在はG I G Aスクール構想というのが今目の前で動いていますが、そこはもっと広い教育の指導であるとか、校務業務に関してのデジタル化というようなことを広くどんどん進んでいく可能性がありますので、そこをデジタル技術の活用という表現で書かせていただいているというのが今の提案です。

○若原委員

G I G Aスクールが無くなったわけではない。

○谷口教育総務課長

DXの中に含まれるということです。

○足羽教育長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第7号は提案のとおり議決とさせていただきます。

【議案第8号】 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして、議案第8号、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、説明をお願いします。

○谷口教育総務課長

議案第8号、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正につきまして、議決をお願いするものでございます。資料の1頁をお願いします。この度の事務処理権限規程の改正でございますが、定年の引き上げなどが行われました。これに伴います所掌を改正するものでございます。(1)は教育総務課所掌事務、(2)は教育人材開発課の所掌事務と分けていますが、アからエまでの内容はいずれも一緒でございます。教育総務課のほうは、事務部局の職員の対応を行いますし、教育人材開発課のほうは学校教職員につきましての対応ということで、アからエまでは同じ内容でございます。

アのほうは、定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る事務。イのところは、いわゆる役職定年制に係る管理職員の降任に係る事務の追加。ウのところは、暫定再任用(定年が65歳まで引き上げられるまでの期間の65歳までの再任用職員)の採用に係る事務を追加。エといたしまして、従来の再任用に係る事務を削除。これらが教育総務課と教育人材開発課それぞれの共通する内容です。

(2)のオとカにつきましては、教育人材開発課の学校教職員に限る内容でございますが、オのほうでは、いわゆる役職定年制の特例任用について書かせていただいています。校長、副校長などの管理職員につきまして、定年延長後も役職を管理職のままできるというものです。カとして、給与についての記載の整理をしています。具体的には開いていただいて2頁以降でございます。

別表第1の2で、教育総務課でございますが、太枠で中ほどにありますような定年前再任用短時間勤務職員の採用などが太枠の中に追加をさせていただきますし、あと、役職定年制に係る降任についての規定でございます。なお、表の中で右側のほうに定年退職者の再任用でございますが、こちらのほうは従来の再任用の規定の削除をさせていただきます。

3頁の表の左側のほうに、改正後の暫定再任用職員の採用についての項目を追加させていただきます。教育総務課につきましては以上のような改正がこの表の中にありまして、なお3頁の下のほうに、3は教育人材開発課でございますが、こちらのほうが教職員に係る定年前再任用短時間勤務職員あるいは役職定年制に伴う降任について、あと従来の再任用に係る事務の削除で、太線であるとか、アンダーラインなどで改正をさせていただいているところです。

3、4、5頁はそのような状態にして、6頁をお願いします。中ほどの表の右のほうに、

こちらのほうは給与表の適用を受ける職員につきまして、教育職のほうと事務部局のほうと分かれた記載になっているところもございますので、全体をちょっと整理しまして、左側のほうの四、その他の業務に関する事務の職員というところで、一括して教育人材開発課の所掌として規定を整理させていただいた内容でございます。あと6頁の下の方の9のところでございますけれども、こちらにつきましても現状の資料別添につきましては、教育人材開発課のほうがしておりますので、こちらのほうは削除したというようなことで、給与関係につきましては、この際の改正に合わせて整理させていただきました。説明は以上でございます。

○足羽教育長

なにかご質問等がございますでしょうか。

○若原委員

訓令というのはなんですか。

○谷口教育総務課長

事務処理権限規程というものの自体は、教育委員会の規則とか、あるいはその上の条例がありますけれども、この事務処理権限規程は訓令という位置付けの規程の表現でして、規則の1つ下の上位機関が下位の機関にある職員に対して、明文化した形で法律のような条文形式で命令をこういう文面に落とし込む時に、訓令という定義をして、改正する訓令についてという表現になっています。

○林次長

いわゆる法律、条例、規則とかという法令用語区分で、内部的なものを整理するものは訓令という区分があります。

○谷口教育総務課長

ちょうど2頁のところの上から2行目のほうに、鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令）とあり、名前が規程とありますが、種別でいうと訓令になります。

○若原委員

そうすると、6頁の訓令についての1、規則の改正とあるでしょう。規則なのか訓令なのか、規程なのか。

○谷口教育総務課長

訓令が正しいです。ここ大変申しわけありませんでした。訓令の改正の間違いです。申し訳ありませんでした。

○足羽教育長

これで議決できますか。

○林次長

訂正したものに差し替えさせていただきます。

○中島委員

これ、でも結局現状に合わせて、細かい権限なんかを規定したということなんですけど、要はまだ見落としはあるということですよ。

○谷口教育総務課長

今回一応整理はしていますが、そういうことがあってはいけないんですが、もし仮に見落としなり漏れがあれば、必要なタイミングでまた修正なり、改正なりのご審議をいただくことになります。書かれていない内容につきましては、一般的他の規程に合わせながら、事項によっては教育委員会の専決であったり、教育長の専決であったり、各課長の専決で決定するなどさせていただきます。

○足羽教育長

では、規則を訓令というふうに修正をするということを前提として議決いただいてよろしいでしょうか。(同意の声。) はい、ありがとうございました。

【議案第9号】 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして、議案第9号、教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、説明してください。

○谷口教育総務課長

議案第9号、教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、議決を求めます。

1頁をお願いします。早速、1の規則の改正理由でございますが、こちらのほうも申し訳ありません。訓令の改正理由になりますので、ご修正いただきまして、ご協議いただければと思います。具体的につきましては、現在、再任用制度がございますけれども、こちらのほうが無くなりまして、来年度から定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制に変更されますから、これに伴う記載整理をしたものでございます。

2頁をお願いします。こちらのほうが、訓令の改正内容になります。左側のほうに定年前再任用制と短時間勤務職員のことと、中ほどにアンダーラインをしていますが、下のほうに暫定再任用職員のことが書いてあると思いますが、それぞれの本文規程を引用しながら改正しておりますので内容としては細かくなっておりますが、右側のほうの改正前にあります再任用職員の制度から、定年前再任用短時間勤務制度と暫定再任用制度に切り替わるに当たって所要の改正をアンダーラインでさせていただきます。右側のほうには

別表ということで、一般職につきます採用でございますとか、昇任でございますとか、そういうところに出て参ります再任用の規定をすべて暫定再任用と定年前再任用短時間勤務の表現に変えさせていただいているところでありまして、アンダーラインのところ当該部分でございます。3、4、5、6、7、8、9頁と長いですが、それぞれ所要の改正をいたしているところでございます。簡単でございますが説明は以上とさせていただきます。

○足羽教育長

説明は簡単ですが、中身は多いです。

○林次長

基本これは職員の辞令を発令する時に、この文面によってすべて発令をする形で辞令書がこの表現になるものです。

○中島委員

この訓令って、今までもここまで細かいのってあんまり見たことないと思うんですけど、この委員会で議決すべきものなんですか。

○林次長

そうですね。訓令は、各種委員会では委員会、知事では知事決裁で、規則とほぼ同等のものです。規則と訓令との差は、内部的に意思決定するものが訓令で、規則は基本的に外部に対する学校の管理規則とか、県民に関わるような内容のものは規則という形で、そういう意味でどうしても教育委員会の規則ということで教育長になかなか委任をするものにはなりにくい。こういう大きな任命制度の改正は過去ありませんので、何十年に一回しかないもので、そういう意味ではあまり見ていただいたことがないものです。

○足羽教育長

再任用ができたところに、それを入れたものを改正するようなものです。

○林次長

10年ぐらい前にしてからおそらく久々の改正だと思います。

○佐伯委員

暫定再任用職員ってどういう人のことをいうんですか。

○林次長

基本、定年延長になって最終的に65歳が定年になるんですが、65歳まで定年が延長するまでの間の再任用を、今度は暫定再任用という扱いになります。実質的には変わらないのですが、法律的にはあえて別の名称を使用しているということです。

○足羽教育長

では、議案第9号も議決させていただいてよろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。

【議案第10号】 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして議案第10号、同じようなものが続きますが、説明をお願いします。

○谷口教育総務課長

議案第10号、鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正につきまして、議決をお願いします。

開いていただきまして、こちらは特段説明を付けておりませんが、内容につきましては改正前、現在第5条の2というところに交通法規の遵守という規定が服務規程でございす。この度の改正では県内というのを国内に変えるということですが、この背景につきましてはご承知かもしれませんが、道路交通法の改正がありまして、令和5年4月1日から努力義務が課せられることになりました。鳥取県におきましては、ささえ愛交通安全条例とかで、県の条例の中で県民に対して努力義務としている関係から、鳥取県職員の遵法意識を持つ整合性からこの規定に入れていたというのが現状です。これがすべて国内で法律になりますので、この5条の2につきましては、県内を国内という表現に変えるものです。なお、知事部局のほうは既に1月中に改正しておりますので、県の職員について足並みを揃えようという内容にもなります。説明は以上です。

○若原委員

この職員というのには我々教育委員は入らないのでしょうか。

○谷口教育総務課長

職員のサービスの事になりますので、特別職の方は対象ではないんですが、道路交通法は、国の法律ですからみなされます。

○森委員

かなり家でも話題になります。うちは80代の母がまだ自転車に乗るんです。ヘルメットのことを自分で話題に出してきて。

○林次長

ご本人ではなくて、ぶつかられてきたりしたときでも、ヘルメットを被っているか、被っていないかで、事故になった際の影響が違います。あと、ヘルメット意外に5年ぐらいで効果がなくなってくるものなんです。緩衝材のところの能力が下がるので、あまり古いヘルメットは被らないほうがよろしいかと。

○中島委員

これは、訓令でいいんですか。

○林次長

はい、職員の服務に関するものですので。

○足羽教育長

では、議案第10号も提案のとおり議決とさせていただきます。(同意の声。) はい、ありがとうございました。

【議案第11号】 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○足羽教育長

では、議案の第11号、県立学校管理規則一部改正について提案をお願いします。

○井上教育人材開発課長

県立学校管理規則の一部改正について、議決をお願いしたく提案をいたします。具体的には、いわゆる学年始休業（春休み）の日程についてでございます。令和5年4月1日から、学年始休業日を現状4月6日までとしているところを、4月8日までと改正をしたく提案をいたします。その分、夏期休業日と冬期休業日及び体験的学習活動休業日の総日数を現在57日以内としているところを55日以内ということで、総日数としては変わらないように、教育課程の実施には影響がないような形にしております。趣旨としましては、1番の改正理由に書かせていただきましたが、多様な生徒の入学に対する生徒指導体制の充実、4月の年度の開始をスムーズに行えるように児童生徒の入学者の状況をきちんと把握し教育計画をきちんと立てていくというために日数を確保するというところです。合わせて、働き方改革の推進に資するような形にしたいというふうに考えております。

このような形で2頁のほうに、具体的な改正部分を示させていただきました。提案いたしますのでよろしくご協議をお願いいたします。

○若原委員

この話は以前出ましたね。

○井上教育人材開発課長

1月の委員協議会で、一度趣旨説明をさせていただきました。その際に方向性はご了解いただきましたので、令和5年度の年間計画から反映されるように、各県立学校には内々に既に指示をしております。

○中島委員

市町村立学校には、結果的にこれに合わせていくということになるんですか。

○井上教育人材開発課長

市町村は市町村でお考えいただくことになるんですけども、例えば入学式の日程だとか、かなり相互に関係する部分がございますので、情報提供を行っておりまして、合わせていくような方向性で話をさせていただいております。

○中島委員

それは5年度から。

○井上教育人材開発課長

はい。

○鱸委員

確かに、小学校とか中学校において特別支援学級への今後の進路というのが、先日鳥取市の教育委員会の方が来られて「行き先をやっと決定した。」という話をされておりました。だからかなりぎりぎりまで、現場ではそういう事情があるので、こういうのを聞くと「そうだろうな」という実感はしますね。やっぱり合理的配慮を考えると、決まってすぐ動けるものじゃなくて、その小学校、中学校の人事から、すべて調整が必要になってくる。そういうことを考えると、やっぱりこのように現実的に変えていかないといけない状況になっているかな。それだけじゃないとは思うんですけど、よく分かります。

○井上教育人材開発課長

近県はまだここまでの動きは示していませんけれども、先取りして本県は実施をしていくというのはかなり意味があることではないかと考えております。

○足羽教育長

では、改正するというところでよろしいでしょうか。(同意の声。)はい。

【議案第12号】 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして、議案第12号、教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について。

○井上教育人材開発課長

第12号の教育委員会規則の一部改正について議決をお願いしたく提案をいたします。

1頁に趣旨を示させていただいております。該当する規則は、鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則でございます。改正理由としましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、指導改善研修の対象者、いわゆる教員に係る規定のうち、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員が、地方公務員法の改正に伴いまして、新たに導入されることとなりました。この対象職員の職種といたしますか、指定する職員が増える

ということに伴いまして、これらも含めて指導改善研修の実施対象者にするという趣旨で規定を改正するものでございます。

3番の一番下に、具体的に改正前と改正後の状況を書かせていただいておりますが、いわゆる60歳を越える方、これまで再任用職員となっていた者が、来年度から順次定年延長として、正職員になっていきます。これが一番上の常勤の改正前再任用職員、これが60歳を越えて正職員になっていくという意味でございます。これに伴いまして、改正前はいわゆる再任用短時間とっていた職員が、定年延長が順次されていく中で、定年の中におられます方は定年前再任用という形になります。60歳を越えて定年延長を希望されずに再任用短時間を希望される方、これが定年前再任用短時間勤務職員という形になります。定年引き上げ期間終了から、65歳まで、その期間を越えた場合には、常勤の場合は暫定再任用職員ということになりフルタイムです。短時間勤務職員の場合は暫定再任用短時間勤務職員ということになりますので、この名称を規則の中に入れ込むというのが改正趣旨でございます。従いまして趣旨は何も変わりません。定義等を規則の中に入れ込むというのが一番の趣旨になるところでございます。以上でございます。

○中島委員

指導改善研修の対象者が、ここでこういうふうにかかってくる人って、事実上ほぼ無いでしょう。

○井上教育人材開発課長

無いということを期待したいと思います。

○森委員

そもそも65に延長になった場合、今は希望ですよ。最終ゴールは完全に65ですか。

○井上教育人材開発課長

そうです。

○森委員

60歳で打診はないということですか。

○井上教育人材開発課長

60歳到達年度末に、それから先はその年の年度末で定年退職を希望することができます。従って残られる方もおられますし、残られない方もおられます。そこは希望を取りまして、希望確認の上、残られる方はどのぐらいでということ人事の調整をしていくということになります。

○中島委員

これは移行措置ではなくて、今は固定的な制度としてということですか

○井上教育人材開発課長

はい。移行措置は定年の年齢が順次上がっていくというのが移行措置です。

○若原委員

これは給与は60歳以降も上がっていくのですか。

○井上教育人材開発課長

上がりません。60歳からは60歳の際の給料の7割の支給になります。

○林次長

60を越えたら年度末での退職は定年退職となります。

○中島委員

ついでに聞くんですけども役職定年制というのは暫定措置というのではないですか。

○林次長

役職については60歳をもって定年で、私の場合もし61になる時にやめれば、課長補佐なりで管理職ではない状況で勤務するということはできますけれども、管理職でやるためには特例なり何かを。

○井上教育人材開発課長

何らかの特例措置を条例化する必要があるということですが、条例化はなされておりますが、あとは人事委員会規則のほうでその位置づけをしていくこととなります。

○鱸委員

退職金の表がありますが、それは変わらないですか。

○林次長

退職金は勤務年数で書かれています。

○鱸委員

ですよね。だから変わるわけですか。

○井上教育人材開発課長

採用の年齢が若い場合には最大38年までというところで、定年延長が効いてくる場合があります。

○林次長

ただ38年を超えると定額になるので、途中で入られた方などは最高額が増える可能性はあります。

○足羽教育長

では、よろしいでしょうか。(同意の声。) はい、議案第12号も原案どおり議決をさせていただきます。

【議案第13号】 鳥取県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の一部改定について

○足羽教育長

では引き続きまして、議案第13号、資質の向上に関する指標の一部改定について、お願いします。

○井上教育人材開発課長

議案第13号、指標の改訂について、議決をお願いしたく提案をいたします。趣旨につきましては、3月の委員協議会におきまして、一度説明させていただいております。鳥取県公立学校の校長としての資質の向上に関する指標及び、鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標につきましては、鳥取教職員育成協議会におきまして、ご協議、原案を作成いただき、この教育委員会議において、議決において決定していただくことになっています。この指標につきまして、文部科学省のほうから、指針の改訂がなされたので、その改訂趣旨に合わせて、指標の改訂を提案させていただくものでございます。鳥取県教職員育成協議会のほうで、方向性に係る協議は終了しておりまして、このような形で提案させていただきます。

趣旨につきましては1頁の2番に書かせていただきました。校長としての指標につきましては、特に今回、校長のアセスメント能力、ファシリテーション能力について明確化することとされました。アセスメント能力、つまり分析それから分析した結果に基づいて方向性を構築していく力。それからファシリテーション能力、つまり教職員、児童生徒をきちんと方向性を位置付けて動かしていくような力、そのような力を明確化するということ、それから特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応や、ICT情報教育データの利活用について明確にしていくということ、そういうことが文部科学省の指針で示されましたので、2頁のような形で改訂を提案させていただきます。

具体的には、学校経営の理念、ビジョンのところに、学校の内外環境に関するアセスメント、教育力を高めるファシリテーション、この2つを入れ、それぞれ明確に示すということでございます。合わせてICTや情報教育データの利活用、それから児童生徒の個別課題への対応等、これまで示してきたことを改めて勉強していくということで、学校長についての指標を提案させていただきます。

教諭等についての指標につきましては、1頁の3番でございます。知識の具体的内容としまして、5つの柱が示されました。この5つの柱に添って、本県が既に示してきた指標を改めて再整理し、再構築したということが趣旨の1つでございます。

合わせて2つ目の趣旨として、特別な配慮、支援を必要とする子どもへの対応、ICT

や情報教育データの利活用に関する機会を明確化していくということでございます。具体的には3頁縦長の表でございますが、これまで赤の学習指導、青の児童生徒への指導、緑の学校運営・教職員連携、この3つを大きな柱として、指標を構築しておりましたが、文科省のほうからこれらに加えて、教職に必要な素養に主として関するもの、学習指導に主として関するもの、生徒指導に主として関するもの、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応に主として関するもの、ICTや情報教育データの利活用の主として関するもの、この5つの柱に基づいて、指標を構築しているということが示されましたので、私もこれまで作成してきた指標の3つの柱と、文科省の示した5つの柱について、整合性をとった上で、更に特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応と、ICTや情報教育データの利活用についてを、学習指導、生徒指導と関連付けながら明確化したという形の改正版になります。このような形で教職員、生徒理解のほうからご協議、提案をいただきましたので、この方向で議決をお願いできたらという提案でございます。以上でございます。

○足羽教育長

何か御質問、御意見ございますでしょうか。

○鱸委員

ちょっと分からない部分があり、お聞きしたいんですけど、基本的なことだと思うんですが、特別な配慮が必要なところの項目ですが、個別の教育支援計画というのと個別の指導計画というのが、これどこがどう違うんですか。

○井上教育人材開発課長

個別の教育支援計画といいますのは、その子どもさんが成長していく過程の中で、小学校、中学校、高校、大学の中でその一連の過程の中で、現在の発達段階とそれぞれの段階で必要な支援、あるいは目標等をそのトータルな目標として記載をしていくもので、ご本人がご家庭、保護者と共に持っていただくものでございます。だから入学した学校のほうで、一時それを預らせていただいて、それに基づいて資料等として記載するものでございます。

個別の指導計画というのは、学校が作成します。だからその特別な支援が必要となるお子さんに対して、学校としてこういう配慮が可能である、あるいはこういうところを目標にして指導していきたいということについて学校で作るものです。だから、個別の教育支援計画を家庭のほうから提供していただき、学校では更にそこから学校が行う指導計画を立てていく、そういう流れになります。

○鱸委員

そうですか。

○足羽教育長

どういうビジョンでこの子どもを支援していくのか、そしてではこの13歳の時にはこういう指導を具体的に行うというのが指導計画、支援を先にらみながら、計画を立ててい

くのが支援計画というのが位置付けです。

○鱸委員

そうすると教育支援計画というのは、ご家族が作るものですか。

○井上教育人材開発課長

ご本人と保護者のものでございます。

○足羽教育長

主治医も当然絡みながら、関係者が入って、作成されるものです。

○鱸委員

そうですか。

○井上教育人材開発課長

当然学校も関係します。

○鱸委員

個別の指導計画のほうで学校がやるべきことを決める。分かりました。ずっとその2つはどこに違いがあるのかと分からなかったんで。

○足羽教育長

その他いかがでしょうか。

○中島委員

極めて細かいことなんですが、「一人一人」が漢字になってるケースと、後半が平仮名になっているケースがあります。

○井上教育人材開発課長

漢字に統一にさせていただきます。

○中島委員

これも用語の統一ですけど、2枚目で、学習指導に主として関するもので、生徒指導に主として関するもので、この方向性の2つは分かりやすいんですが、その次が、児童生徒理解指導となっていて、でもまあここはずれちゃうのはしょうがないんでしょうかね。

○井上教育人材開発課長

はい、これまでに本県として示してきた指標と、新たな方向性という整合性の中であまり大きく変えていくというのも、またしたくないなというのありまして、それから文科省の柱を明示し、これまでに示してきた方向性もそこに決めていくということで、このよ

うにさせていただいているものです。

○若原委員

この資料は幼稚園から小中高校まで全部に該当するわけですね。

○井上教育人材開発課長

教諭等ですので、小中高で一番下の欄外に「必要に応じて児童生徒は、幼児児童生徒と読み替える」というふうに書かせていただいています、これ幼児を対象に含めています。

○若原委員

幼稚園ですね。

○井上教育人材開発課長

はい。

○足羽教育長

作成をしてからちょっと経つんですが、これを作ることが規定されたことにより、作成してはいますが、作ることが目的にならないように、これと県の教育センターの研修計画とは、うまくマッチングさせております。センターでの研修の際には、必ずこの指標を先生方に提示して、「あなたがたが今回受けられる研修は、このステージのこういうことを目的とした研修ですよ」というようなことをしっかり意識してもらうようなそういう形で、先生方への取組をしているところでございます。自分にどのぐらいの資質、例えば1年から5年の間の者であっても、10年近い経験というか、意義を持っておられる方もあろうし、それじゃあもっと先をにらみながら、どんな力を高めていけばいいのかという資質向上に資するような研修であったり、今後の自分のキャリア形成に繋げていただくことに生かしていただきたいなと思っております。

○中島委員

いまさらなんで無視していただいてもいいんですが、別紙の一番上の素養の創造力・対応能力のところ、問題を多角的に捉えるところなんですけど、実は問題の発見のほうが大抵だということもあるのか、何を問題と考えるのかということところが実は一番スタート地点となるのかなということを見ると、問題の発見ということも入れられたらいいのかなと今改めて見て思ったんですけど、どうでしょうか。今は変えるのが適切なタイミングではないということであれば、全然それでいいと思うんですけど、いかがでしょう。

○井上教育人材開発課長

素養の部分は、教諭等のほうに関しましては、鳥取県教員の目指す教師像と連動させて作成をしております、現代的な課題等をどこまで反映していくかという観点から、またここは見直しをかけていきたいと常々思っております、合わせて学校長のほうにつきましても、今ご指摘いただいたのを踏まえて見直しのほうは検討させていただきたいと思っ

ております。今ご意見いただいたんですけども今回ということで、もっと基礎的な視野に立ってやらせていただきたいと思います。

○中島委員

問題解決、解決といわれますが、なにを問題として捉えるかということのほうが大事で、発見できたらもう半ば解決できたようなものだということもあるのです。また機会に応じて追加も考えてもらえれば。

○森委員

この教諭等と、校長先生との呼称の分け方というか、それはこの分け方で作成してくださいというふうに文科省から指導があって、この分け方ですか。校長先生だけがこれで、教諭等が教頭、副校長も入った形で指標を出しているのでしょうか。

○井上教育人材開発課長

指標そのものは、校長に関しては別に作るよというところが文部科学省のほうから示されています。教諭等につきましては、この5つの柱に基づいて作るよということが示されています。学校長については先程のアセスメント能力ですとか、ファシリテーション能力だとかということと、その他のことも含めて観点を示すよよということが示されておりますので、基本的にはそれに則って作っています。

○森委員

教頭先生とか副校長先生とか主幹教諭の先生といった方というのは、校長先生の指標を理解した上での教員としての資質向上の指標を、両方見ていくという立ち位置の方のかなというふうになんかと思ったものですから、なんとなく校長先生だけを見ているものではないような感覚があったものですから、ここで分けてあるというのがどうしてなのかなというふうに感じました。

○井上教育人材開発課長

ありがとうございました。当然、次期リーダーとなるような方々への研修だとか、教頭、校長研修において意識することが必要だと思いますので、またそこを活用させていただきたいと思います。

○足羽教育長

では、指標の改訂ということで、現場に生かしていける、先生方に届くような形に生かすということで、議決をさせていただいてよろしいでしょうか。(同意の声。) はい、ありがとうございました。

【議案第14号】 鳥取県立高等学校学則の改正について

【議案第15号】 鳥取県立特別支援学校学則の改正について

○足場教育長

では、次の議題に移りたいと思います。議案第14号をお願いします。

○井上教育人材開発課長

はい、実は14号と15号は同じ趣旨ですので、一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

○足羽教育長

はい。

○井上教育人材開発課長

14号は、鳥取県立高等学校学則、教育委員会規則の改正の提案でございます。15号は、鳥取県立特別支援学校学則、同じく教育委員会規則の改正の提案でございます。趣旨は同じものがございますので、14号のほうで説明をさせていただきます。規則改正の理由として、2番、これは先程の11号と同じ理由でございます。多様な生徒の入学に対する生徒指導体制の充実及び働き方改革の推進のために、いわゆる春休みの期間を延長させ、夏季休業日、冬季休業日及び体験的学習活動等休業日の総日数を2日間縮小し55日以内に改めるというものがございます。実はこの規定は、県立学校管理規則と高等学校学則の両方に規定がございまして、改正する場合には同時に改正する必要があるというのが趣旨でございます。併せて(1)番の新たな休業日の導入というのは実は1年前に、管理規則のほうを改正し、既に体験的学習活動休業日を管理規則のほうには既に規定を設けておりましたが、学則のほうへの改正が反映されておらなかったもので、併せてここで所要の改正として改正を提案させていただくものがございます。特別支援学校の学則のほうにつきましても同趣旨でございますので、併せて議決していただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○若原委員

学則というのは、県立学校全体で1つの学則ですか。

○井上教育人材開発課長

県立高等学校で1つの学則、特別支援学校で1つの学則となっています。学則のほうは教育課程ですとか、単位認定ですとか、転入学、編入学、入学許可ですとか、いわゆる生徒の学習指導等に学校教育活動に関することというのを主に定めております。管理規則のほうは、組織編成ですとか、学校管理運営について主に定めているものがございます。この長期休業に関しては両方に規定がございまして、改正する場合にはその両方を改正する必要があります。

○中島委員

(1)は漏れていたということなんですか。

○井上教育人材開発課長

はい、申し訳ございません。

○足羽教育長

では、議案第14号及び第15号について、提案どおり議決させていただきます。

【議案第16号】 鳥取県特別支援教育推進計画の策定について

○足羽教育長

では、議案第16号、特別支援教育推進計画策定について説明をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

議案第16号、鳥取県特別支援教育推進計画の策定についてでございます。現在、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数でありますとか、養護学校の視覚障がい等の在籍する生徒数も増加するという社会の環境と申しますか、大きく変化する中で、昨年2月に教育審議会のほうから、これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について答申をいただきました。こういった状況を踏まえ、本県の障がいのある子どもたちの教育のさらなる充実に向けて、全県的、中長期的な視点に立って、今後の特別支援教育の在り方を明確に示し、計画的に推進するために、令和5年度から9年度までの5年間の計画をこの度鳥取県としては初めて策定することとしております。この計画の策定に当たりましては、11月、12月にパブリックコメントを実施しており、その意見を踏まえて計画を策定しております。構成は資料をめぐっていただき、目次のほうをご覧いただけたらと思っておりますが、4つの柱で構成しております。1つ目は、切れ目ない支援体系構築と特別支援教育の充実についてです。幼稚園、認定子ども園、保育園や小学校、中学校、義務教育学校そして高校と、幼児から高等学校卒業後まで切れ目ない指導支援の充実でありますとか、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備について記載しております。

2つ目の柱ですが、社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の充実ということで、特別支援学校における中長期的な整備の検討や、医療的ケアの支援体制、ICT活用、ふるさとキャリア教育の充実、中学校へのサポート体制の充実について記載しております。

3つ目の柱には、特別支援教育に関する教職員の専門性向上と福祉医療との連携充実でありますとか、特別支援学校や特別支援学級など、特別支援教育を担当する教員のみならず、通級学級を含むすべての教職員における特別支援教育に関する基本的な知識技能の修得などにより基礎力の向上に向かうことと申しますか、特別支援学校の子どもの卒業後の自立に向けた福祉医療労働等の関係機関との連携推進について記載しております。

4つ目の柱ですが、社会に開かれた特別支援教育の推進として、障がいのある子どもとない子どもの交流の一層の促進でありますとか、手話言語の普及等による共生社会について記載しております。

それぞれ項目においては、現状と課題、それから施策の方向性、具体的な取組のほうを記載しております。御存知でしょうが、昨年9月には国連からの勧告がありました。それから文部科学省のほうでは、すべての教師が特別支援教育に関して理解を深め、専門性を持つことが重要といった通知がなされております。本県でも教職員の専門性の向上が大きな課題かと認識しております。そういったところについては、すべては説明できないのですが、19頁のほうに教職員に関して記載しております。特に具体的な取組として進めたいと思っていますのは、すべての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができるためのこととして具体的な取組を記載しておりますが、オンデマンド研修の実施でありますとか、すべての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりということを推進するために教育環境の整備でありますとか、授業づくりの工夫、配慮等を記載したリーフレットを作成し、すべての教員に周知したいと考えております。

そのほかにも専門性の向上を図る上で、特別支援学校のセンター的機能というところが重要な役割となっておりますので、そちらのほうを推進したいと思っております。また、エキスパート教員の活用でありますとか、通級指導教室担当との連携というのをしっかりやっていきたいと思っております。盛りだくさんなので全て説明できないのですが、専門性の向上以外においても特別支援学校の環境、教室不足というところもあったりして、整備のところも喫緊の課題でもありますし、あと福祉医療労働機関との連携ということについてもしっかりやっていかなければいけないと思っております。

あと、現在GIGAスクール構想が進む中で、発達段階に応じたICTの効果的な活用ということも進めていかないと考えていますし、この子たちが学校を卒業した後も、暮らしやすい共生社会というところも推進していきたいと思ったため、そういったことも計画の中には盛り込んでおります。

この計画ですが、策定後は関係機関にももちろん通知はするんですが、それ以外にも小中学校の校長会でありますとか、県立学校の校長会、それから教職員の研修会の場でもこういったことを周知して、みんなで連携しながら取り組んでいきたいと思っております。障がいのある子どもたちが、将来、障がいのない子どもたちと同じように夢や目標を持って成長できるように、この5年間なんですけども、計画に基づきながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。説明は以上です。

○足羽教育長

改訂の概要等は、前回の協議会の時にお示しをしたもので、今回は本体の説明のみになりましたけれども、いかがでしょうか。

○鱸委員

全体的にはすごく立派なものができていると思います。1つお聞きしたいんですけども、この医療的ケアが必要なお子さんも医学の進歩によって、その医療的ケアも高度化している状況は間違いないと思います。鳥取県医療的ケア児等支援センターというものが全県の特別支援学校と協働して医療的な実施体制を整えていくというのはいいことだと思いますが、今現実ほどの程度このセンターと関わっているのでしょうか。

○小谷特別支援教育課長

福祉のほうとは適宜連携しながらやっています。特別支援学校の看護師の研修とか教職員の研修とかにも、センター長の玉崎先生に講演をいただいたりとか、医療的ケアの分科会が現在3つあるんですけども、そこにも入っていただいたり、課題は共有しながら進めております。市町村でもやはり、地域の学校に行く子どもたちというのは来年度も増えるんですけども、そういった時に看護師がどうしたらいいだろうかという相談などもセンターに繋いで連携してやっています。

○鱸委員

分かりました。いわゆるこの組織の鳥取県版のセンターは、どちらかという制度の中心に位置しているのが博愛病院なので、そこを中心にいろんなスタッフを集めた施設を利用したりしているので、偏りがあるのかなということでお聞きしたんですけども、そういうことで医療的な専門性からの関わりが十分全県的に広がっているということが分かり、少し安心をしました。益々これが県民に見えるよう、こういうことをしているという説明をしていけば、ご家族も、いろんな相談をしやすくなる。だから特に高校を卒業する、いわゆる児童福祉法が切れた後の、本来なら自立というところが、なかなか生活介護の場所がないとか、そういうようなところで困っておられる方をカバーできるのは非常に重要だと思います。そういうところもやっぱり医療ケアを含めたケアなので、そういったところについて、センターが全県的に繋がっていくということ、それはもう知事部局も含めてだろうと思うんです。そういうようなところの広がりを出したほうが名前にここで説明されている1つのセンターとして、医療ケア児においてはセンターとしてすごいよというイメージがあるので、それをまだまだ県民の人は理解していないと思う。その辺のところを少し理解ができやすいようなアプローチというのも必要だなと思いました。

○足羽教育長

実際はその周知はできている。知っている人は当然あるだろうと思うんだけど、今鱸委員さんがおっしゃったのは本当に大事なことで、支援が本当に必要な子にちゃんとまず届いて、じゃあその子たちの学びの場をどうつくっていくのかというのが次のステップになる話なんだけれども、たしかに県全体の話なんだろうけどね。学校というだけじゃなくってね。

○小谷特別支援教育課長

生まれた時から対象の子というのは分かっていますし。

○鱸委員

1つ気になったのが、西部は西部でそこはあるんだけど、東部は中央病院ですからね。中央病院と療育園、養護学校、向こうは皆生養護、総合療育センターでやっているわけですよ。皆生養護学校で賄えないところをセンターがやっているような気がするわけです。ですからそれぞれ役割分担は違うんだけど、それを文章として、ここの医療センターというふうに出すということはなんらかの全県的なシステムがはっきりしているということの

裏付けをはっきりさせないといけない。ですから意外と私の感じからいくと、東部は中央病院の脳神経小児科の先生中心に療育園、養護学校、主治医、学校医というふうな形で連携している。それも地域差があるので仕方ないんですが、こちらのセンターのほうがメインでやっている先生ももう少しそういう広がりを持った活動というテーマでいったほうが活動しやすいと思うんですよ。もっと連携しやすいと思うんですよ。そういう方向で考えて今後はそういう方向性で対応されたらいいものになってくるんじゃないかなと思うんですよ。

○小谷特別支援教育課長

たしかに博愛病院の玉崎先生ですけども、東部は看護協会さんが窓口で、そういう意味では医療機関と違うところが入り口になっています。

○鱸委員

それは仕方がないんですけど、教育委員会として、こういう医療的ケア、支援センターと出してしまうと、このセンターはもっと公なんだというイメージをもっと出さないといけないと思います。

○小谷特別支援教育課長

そういえばまだ周知がしきれてないところがあると思うんで、これから医療センターにも。

○鱸委員

いや、自分の私見かもしれませんが。

○中島委員

今の鱸委員のご指摘と多分に重なる部分もあるかなと思っているんですけど、基本的にこの計画は、障がい当事者あるいはご家族、そして特別支援教育の関係者に向けて示されるものということですよ。それで私最近すごく課題意識があるのは、この28頁なんですけども、学校卒業後というところは、県教委だけでなく障がい福祉課の部分もあるんじゃないかと思います。いわゆる繋ぎの部分なんですけど、要はここじゃないですか。たしかに鳥取県は特別支援教育は充実してきているんですけども、要はこの多様な可能性とか、現在の課題ということ、現状の部分を示してあげることがご家族にとっても大きな安心になったり、希望になったり、「そうか、今こういうことが問題なんだ」と思えるということだと思えるんですよ。このあいだにも小谷さんに来ていただいて、鳥取養護学校で高等部の子どもたちと会った時に、「ああこの子たち、それでここまではいいけど、このあとどうするのか」というようなことを思ったり、短い芝居を見てもらったんですけど、それなんかも障がいのある子が社会参加するというテーマの芝居だったりしたんですけど、そういう様々な未解決の課題というのがあるんですよ。これはもう出来上がっているからあれなんですけど、やっぱり学校卒業後のことというのは、ちょっと労働の部分にフォーカスしすぎているのかな、雇用にフォーカスしすぎているのかなという気がし

て、ここのところはぜひ、実はもっともっと充実させたほうがいい部分ではと改めて思いました。もう一章割いてもいいんじゃないかという感じですよ。結局はここなんだから。

○小谷特別支援教育課長

たしかにこの28頁は、雇用され労働することによって社会の中に生きていくことを目的にして書かれています。中島委員さんがいわれるお芝居を見させていただいて、本当に素晴らしかったので感動して帰ってきたんですけども、ああいう活躍の場というのは、終わった後に出演者の卒業生に話を聞くと、やっぱり生き生きと生きていて、ちょっとそこが今度は29頁のほうにある、生涯学習というか、卒業した後も自分の。

○中島委員

そういうあれなんですけども、これ社会全体がどういう方向に進んでいくべきかという話に、29、30はちょっとなっちゃってて、当事者目線で社会に出ていくところでは、こういう可能性があり、希望もあるし、こういう課題もあるというふうな、ちょっと29、30は一般論になっちゃっているところもあるかなという気もするんですよ。

○小谷特別支援教育課長

視点としては、ここでは書けないんですけども、実際の取組については、当事者の意見も少し聞きながら進めているところです。

○中島委員

障がい福祉課とも繋がりながら、このところは次のバージョンでは、もう一段進化させてもいいのかなと。

○小谷特別支援教育課長

卒業した後、社会と繋がっていくという取組は大事だなと思っています。じゅう劇場さんみたいな場がたくさんできたらいいなというのもありますし、GIGAスクールで皆がパソコンを使って、研修とかそういったところで、家に居ながらも動けない人でも、将来を考えた時の取組として、1つ来年度はやってみたいなとちょっと思っています。どういことができるのかなということを考えながら、いろんな可能性を探って、関係機関とも繋がっていきたいですし、いろんなアイデアをもらいながらやっていきたいと思っています。学校を出た後に孤立しないように。

○中島委員

だから、何が生きる豊かさかという議論が議会であつたらしいですが、結局働いて金を稼がなければ一人前じゃないという話じゃないですか。いろんな生きる豊かさがあるんだということがここで示されるということが重要なんじゃないかなと思いますね。

○森委員

県の体質として、どうしても感覚ですけども、縦割という言葉ですとか、そういうこと

が一般的に、そう見られがちなところが、非常にもしかすると大きな課題なのかなと思っています。この共生社会も含めてそうですけど、鳥取県はそうじゃないんだということが宣言できるなり、そういうスタンスが見えることが安心に繋がったり、相談に繋がったり、こういう部署があったらいいのにとすることに繋がったりという、特に縦割じゃないということが伝えられればいいのかなというふうに感じます。なんとなく私たちの周りにお母さんたちのお話を聞いていても、部署が違くと繋がりを持たない、毎回同じ話を違う人たちにするのが行政の特徴というふうに思われがちなところはあるので、でもどこかに不満は持っているけれど、それはどこに持っていく話なのかっていう諦める材料になってしまっている。それがモチベーションを下げるということに繋がっていくのかと思うので、やっぱり切れ目ないということは実現する、矛盾がない行政のスタンスを示すということが大きな励みにも繋がるのかなと、難しいことを言っているのは承知でお話していますけども、でもゴールとしてはそういうところが伝えられたらなど、今聞いていて思います。

○鱸委員

生活の質というか、その子の人生の質をどう維持するかということは、非常に難しい問題なんですけども、だけど2つ考えておかなければいけないのは、もう既に地域には、訪問リハとかそういう地域の支援はできあがっていて、むしろそういう地域支援にある訪問リハで視線入力を利用して、20代30代の人に対して、認知評価を再評価しようという動きもあるわけです。ですからやっぱりそこは1つすごくありがたいと思いますしそれは外郭団体で、結局医療から継続していつている事実を見た時に、これって我々が動かないといけないんじゃないかなというところは、鳥取県のリハの専門のところから出てるのは事実です。ですからそういう人も巻き込んだらいいんだろうけど。

○中島委員

20代30代の視線入力とはどういうことですか。

○鱸委員

訪問リハに視線入力の機器を持っていくわけですよね。なにか1つの環境を設定した時に、器機の動きから視線の動きを評価してそうしたらこの人、ここまで分かっている、というのが分かるわけなんです。そういう視線入力の結果反応からの評価については、理学療法士なり、作業療法士がかなりの専門性を持っているんです。

親御さんが心配しているのは、自分が亡くなった後のことなんです。そこにこの障がいを持っている子どもの自立を考えていくかというのが社会教育にも繋がってくるんです。ですから広がりはずごく大切なことだと思います。鳥取大学は周産期死亡率が全国でもかなり低い、いい大学なんです。その結果全国よりはるかに多くの医療ケアの必要な子が生まれた際に、それを私が総合療育センターにいた時に、大学とこの子たちをどうするというので、地域の小児科の先生に主治医になってほしいと伝えました。この子たちが地域で生活していくためには、お母さんを楽にするためにも地域の中で生活しているのだから地域の開業医、普通の病院の医療協力が必要になるのです。

○佐伯委員

私もちょっといいですか。この研修のパターンのところ、特別な配慮や支援をするということ、子どもへの対応に関する部分を読んでみると、特別支援計画のほうにもずっと書いてあるんですけども、その根本にあるのって、ここに載せてある特別支援教育とどう取り組んでいくかということと関わってくると思うので、できるだけこの内容は周知していただきたいです。学校全体として特別支援教育をどう捉えるかとか、どう進めていくかというのと、今度は担任の先生が自分のクラスの子どもたちを前にした時に、自分の学級としても特別支援教育をどう落とししていくかということがすごく大事になってくると思って、それが評価育成の中の目標というか、学級経営の目標として特別支援教育をどう位置付けるかというところが、ちょっと書き込めるようにはなっていないなと思っています。そのためには校内で自分の学校では「ここをやっていかないといけない」とか、自分のクラスにはこういう子どもさんがいるから、こんなふうにしたっていうような形で、下ろして行って、障がいのある子どもさんには自分のことが理解できるようにしていきたいし、周りの子どもたちも自分のことも含めて障がいに対する理解を深めていきたいと思っているので、そんなふうにこれを扱っていただけたらいいなというふうに思っています。

あとちょっと気になったんですが、この資料も付けられるんですか。

○小谷特別支援教育課長

そうですね。バックデータの的な意味合いで。この策定にかかった時期の数値になっているので、ちょっと古いものの中にあるかもしれないけれど、傾向としては載せられるかなと思っています。

○佐伯委員

37頁の中で、オレンジの色の棒グラフは何を表しているのですか。言語障がいと自閉症と情緒障がいは下に出てきているのだけど。

○鱸委員

図の説明の中の凡例説明が足りないでしょう。私もそう思ったんですよ、これを見て。オレンジって何だろうなって。

○佐伯委員

これは直さないで。

○鱸委員

これを出すならね。

○小谷特別支援教育課長

はい、分かりました。

○若原委員

何かの基本計画のようなものなんですけど、この中にもう既に具体的な取組というのが書いてありますね。これを更に来年はなにをやる。再来年はなにをやるというのは、1年ごとのアクションプランのようなものを作って具体的な取組を進めていくというやり方になるわけですか。

○小谷特別支援教育課長

課としてはそこは整理して持っておこうと思っています。予算が伴うものですし、一応5年間はここはやっていこうというものは持っておこうと思っています、来年度もまだやろうと思っていることはこの中に幾つか含まれています。

○若原委員

年度ごとに予算を付けてもらいながら。

○小谷特別支援教育課長

そうですね。ここを今年は集中してやっていこうというふうに。

○足羽教育長

いろいろとご意見ありがとうございました。これまで無かったのが不思議なぐらいの初めての計画を、特別支援教育課が策定をしてくれました。まだまだ不足している部分が多い、今ご指摘いただいたような、卒業後の支援の在り方、あるいは県全体としての包括的な支援の在り方等あると思うんですけど、これが1つの指標として、佐伯委員さんが先程おっしゃったように、これが絵に描いた餅じゃなくて、先生方にちゃんと伝わること、そして各学校における教育支援に生かされていくこと、それがやはり一番肝心なことだろうと思います。無ければなかなかそれがざくっとした概念的なものでしかなかったものだったのが、これがあることで1つの道しるべになってくれると思いますし、またしないといけないというふうに思いますので、この策定を認めていただいた上で取組を具体的に進めるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。

それでは午前中は一旦切らせていただきまして、午後ちょっと時間短いですけど、1時15分から再開したいと思います、よろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございます。

【昼休憩】

【議案第17号】 令和6年度県立高校の学科名の変更について

○足羽教育長

それでは、議案を再開させていただきます。では、議案第17号、県立高等学校の学科名の変更についての提案をお願いいたします。

○酒井参事監兼高等学校課長

令和6年度県立高校（米子南高校）の学科名の変更ににつきまして、2月から継続審議させていただいている案件です。商業学科のほうですけど、ビジネス情報科をITビジネス科、家庭科のほうの生活文化科を生活創造科、環境文化コースをライフデザインコースという新しい名称にしていきたいと考えております。

選考理由につきましては、前回の定例教育委員会にて、理由を明確にということがございました。ITビジネス科のほうは、地域社会やビジネス活動を支える人材を育成するため、そして生活創造科のほうは、地域の生活産業の発展に積極的に貢献する人材を育成するためとしています。生活産業といった言葉は、学習指導要領に出てくる言葉でして、家庭学科で学ぶ生徒、教員等には広く知られている言葉でございます。

この商業学科のITビジネス科のほうですけど、特にビジネス教育ですとかSTEAM教育を取り入れた教育内容を展開することが分かる学科名に変更したいと考えております。

生活創造科のライフデザインコースは、前回これも前向きに切り開いていくには、SDGs等を踏まえた新たな価値観におけるライフスタイルの創造を図ると共に、衣食住ですとか、保育、福祉などヒューマンサービスに必要な資質能力を身につけることができる、こういう趣旨が伝わるような学科名にしていきたいと考えております。以上でございます。

○足羽教育長

前回、狙いとするところと、どんな人材育成に繋げるのかという辺りが、ぼんやりしているというようなことから、継続審議とさせていただいた議案です。ご質問等ありましたらお願いします。

○鱸委員

このライフデザインコースというのは、衣食住において福祉などのヒューマンサービスに必要な資質、能力を身につけることができるとありますが、具体的には例えばどういう職業に結びつくのですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

職業としましては、そこにもありますけど福祉系や保育系です。

○鱸委員

という理解でいいんですね。

○酒井参事監兼高等学校課長

そうですね。もう1つ手持ちの資料のほうで、取得を目指す主な資格というところで、食物調理技術検定ですとか、被服の検定ですとか、こういうものを取っていくということですので、やはり生活一般からもう少し福祉とか保育にも広げた形で出口のほうは考えております。

○鱸委員

分かりました。

○酒井参事監兼高等学校課長

やはり今の家庭科自体が、将来どんな人生を送っていきたいのか、しかも生徒は多様な価値観を持っている中で、そういう個々の価値観に基づいて個人が選択していく時代、こういうところを明確にするという意図で、ライフデザインという名前を学校のほうが考えて参りました。前は生活デザインという形で出ささせていただいたんですけど、少しちょっと横文字と生活とが分かりにくいということで意見がございましたので。

○鱸委員

理解するにはライフというのは理解が広いですからね。それは良いかもしれないね。

○森委員

例えば、選択コースはまだまだおありになると思うんですが、さっきの福祉と保育と、できればなんですけど、保健とか健康とかいう分野が何か入れられないのでしょうか。というのが看護師さんだとか、そういったところにいく本格的な資格を取るという方たちはもちろんそこでいいんですけど、広くもう少し健康という捉え方での科が意外と無くて、健康啓発をして、私たちは健康啓発をしていく立ち位置にいるんですが、健康に対する知識が非常に浅いといいますか、弱いという感触がすごくあって、福祉にも当然繋がりますけども、運動ですとか、そういったことでも繋げていけるような人が育てば、そういった人たちは福祉にもいくんですよね、感覚的に。福祉からでも運動のほうに持ってくるというのは、非常に難しい感触がありまして、健康というとか、運動から入ると福祉とかそっちにも流れとしてはそういう傾向が、私たち採用する時とかでもあるなと思っていて、出来ればちょっとそんな観点が入ってきたら、これから社会的にはいいんじゃないかなと思うんですけど、どんなことを学ぶのかというのが、ちょっと言葉が足りない感じがすみません。

○酒井参事監兼高等学校課長

ありがとうございます。その健康という観点を米子南高校が取り入れるかということと、この西部圏域でどう振られるかということと関わると思いますので、その辺りはちょっと学校とも話をしていきたいと思いますが、米子南高校自身が、いま e スポーツというところに力を入れ始めて、これが割と学校が思った以上に反応が良くて、今回生徒数増にも繋がっておりまして、部活にしたところ部員もどんどん集まって、地域に出ていってイベントをしてくれて、どんどんやって、今度はその e スポーツを福祉的なことで何か健康分野でも使っていけないかなということも、今学校は考えているところがございますので、保育というのはもう明らかですので、保育音楽という科目を新たに設定したりということは学校はしているんですけど、健康分野でもそういうことができないかということは、これから研究させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○若原委員

私もこのライフデザインコースという名前を、私を変えてくださいとか言う立場ではないのは分かっているんですけども、ライフデザインとかキャリアデザインというのは、特定の分野じゃなくて、どの分野の生徒にもこれ必要なことですよね。キャリア教育というのはだいたい一人一人が自分の将来をデザインして、その目標に向かって資格的に勉強していこうという、そういう教育ですから、キャリア教育という言葉が言われたところに、キャリアデザイン学科とか、ライフデザイン学科とか、高校や大学でも何か所か生まれたんですけど、結局「何でもあり、何でもいい」といった、特徴のない学科になっていったような印象があります。どんな名前を付けたらいいか困って、そういう名前を付けているという感じがするところが多いように思ったんですけどね。だから、このライフデザインコースというのも、中身は選考理由のところを書いてありますけど、ライフデザインコースという名称を見て、中身がスパッと想像できるような名前じゃないなという感じはしますね。

○酒井参事監兼高等学校課長

ありがとうございます。生活創造という学科で、その中にライフデザインコースがある、基本的にこれは家庭学科ですので、衣食住を中心に生活に関することを学ぶ学科というのが大きくありまして、その38人の定員のうち、20人は調理コースという非常に分かりやすいところに進んでいくわけで、残りの18人をどういうふうに育てていくかということで、例えば、衣食、服飾に特化したコースにするというのも1つあるんですけど、今それでは18人集まらないということで、やはり保育もできますよ、こういうこともできますよといういろんなことができるという幅広くしたほうが、生徒もいろんなことやってみたいと思っていますので、集まりやすいということで、今まではこれが環境文化という名前でしたので、中学生が環境のことやるのか、文化のことをやるのか、家庭科だし分かりにくいという声が上がったことによって、もっと家庭科のほうを前面に押し出すような形で、中学生にとって分かりやすい名前にしていこうというのが、そもそもでございました。

○若原委員

苦勞されているのはよく分かりますけど。

○酒井参事監兼高等学校課長

学校のほうも考えておりまして。

○中島委員

確かにね、学科名でもいいから生活創造科をライフデザイン科としてもいいぐらい、感覚的にはね。たしかに調理コースとの並びが、いかにも…。今私、この言葉を初めて見たんですけども、ヒューマンサービスっていう言い方って、これは一般的な言い方なんですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

一般的な、これも学習指導要領の中の言葉でして。

○中島委員

ああそうですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

すごく広がっている言葉ではないです。

○中島委員

今英語で調べても、基本的な健康とか、困った状況の人々に提供するみたいなのが出てくるから、例えば「ヒューマンサービスコース」ちょっとカタカナだけでも「ヒューマンサービスコース」とすると調理コースとの並びはわりと等価にはなってくるんですね。ちょっと概念が、ライフデザインと調理だとライフデザインの中に若原委員もおっしゃるように、なんでも入っちゃうから。ヒューマンサービスコースは中学生に分かりづらいのは確かだな。

○酒井参事監兼高等学校課長

学校のほうも、中学校とも話をしながら、環境文化コースというのは非常に分かりにくいので、そこは生活的なデザイン的なことをやっていくんです、ということで、ここに書いてあるとおり、ヒューマンサービスに必要なこういう力を身につけるんです、ということは今年度から中学校には説明しております、倍率もきちっと1倍を超えていますし、きちんと生徒も集めているということで、また、説明しなくてもこの名前だったら、生徒がやりたいことと一致するというので向かってきてほしい、学校も変わってきて今いろいろ打ち出して、今年度西部地区の高校の中では、一番たくさん新聞に出たんじゃないでしょうか。米子東のSSHもたくさん出ましたけど。以前は米子南高校については調理ばかり出てきていたんですけど、今こういうeスポーツ絡みですとか、いろんな課題研究発表もどんどん出てきていますので。

今鳥取県自体が、ふるさとキャリア教育を一生懸命展開する中で、しっかりと自分のライフスタイルを考えていく、そういう学校があるというのは心強いですし、中学校にとってもPRになるんじゃないかと。

○中島委員

今、チラチラッとヒューマンサービスというのを調べたりすると、ヒューマンサービスというのはけっこう一般的な言葉のようだし、であるならば、調理コースのほうを、なんかちょっと洒落た名前にして、そうしたら並びが綺麗な整理になるのかなという気もするんですけど。

○酒井参事監兼高等学校課長

そうですね。

○足羽教育長

フードデザイン。

○若原委員

ライフデザインよりはヒューマンサービスのほうが、まだ分かりやすい。

○中島委員

説明するとちゃんと説明できることなので、ヒューマンサービスってこういうことなんですよと中学生にも説明してやれば、一般的な言葉として説明できるから、これからの時代に必要な仕事なんだなという説明が、ぱっと出来るんですよ。

○若原委員

ヒューマンサポートとか、ヒューマンケアとか、ケアが中心ならケアでもいいと思うけど、これはケアだけではない。

○森委員

デザインというのは創造という意味合いがあるんですよ。

○酒井参事監兼高等学校課長

そうです。

○森委員

創造がおそらく、すごく1つの肝というか。

○酒井参事監兼高等学校課長

家庭科の教員は、そこを大切にしています。今いただいたご意見を学校に伝えながら、中学校に説明していく時には、そういうヒューマンサービスのことも伝えていきます。今回これを認めていただきますと、1年後、令和6年度から学科名の変更となります。周知期間がございますので、来年度からというわけにはならないですので、お願いできたらと思います。

○足羽教育長

その意味だともう1回、学校に戻す余地が、時間的余裕はあるんですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

いや、ございません。これをお願いしたいです。2月以降いろいろある中で時間を取って話をきて、先生方一人一人特に生活デザインをライフデザインに変えるのは、うちからこうしてくださいと言っておりませんので、教育委員会の中でこういう意見もいろいろ出ている中で、やはり分かりにくいということは伝えましたけど。ただ私自身、正直なところ、それでも生活デザインと出てくるのかなと思っていました。そうしたら学校側か

ら、ライフデザインのほうが分かりやすいなという意見がありました。これは管理職だけが決めたことではなくて、学科の教員一人一人の意見を聞きながら決めたことですので、これで認めていただくのが一番スムーズに新年度から来年度に向けて動きが始まるなと思います。実際コース名ですので、これで令和6年度から動き始めて、やはり変えたほうが良いということでしたら、コース名を変えるのはそんなにハードルは高くないです。

○足羽教育長

学科名が問題なら、知事協議まできちんとかけるやり方を今まではしてきたんですが、そういった規程はないんですけど、そこまではしないで、教育委員会の判断にしようということで、今は検討していますが、そういう意味では生活文化を生活創造科とすること、これが大きな変更。コースについては、今ご意見があるような、より中学生に学習内容が分かりやすい、どんなことを学ぶのか、そしてどんな人材を育てようとしているコースなのかが分かるようなことに繋がれば良いということなのですが、いかがでしょうか。学校のほうも随分、慎重に協議をした結果ということなんですが、改めて、生活創造科をお認めいただき、ライフデザインコースという形でスタートし、その後また必要性を検討しながら、必要ならば修正をかける、というようなところで、いかがでしょうか。

○中島委員

そうおっしゃるのなら。

○酒井参事監兼高等学校課長

ありがとうございます。何より生徒のために、より中学生に分かりやすい、なるべく早くそういうところを届けたいと思います。

○中島委員

私もかなり幼稚園なんか呼ばれて、お芝居見てもらったりとか、先生方に演劇の指導なんかをさせてもらう機会が多いんですね。そこで1つ提案なんですけど、学校設定科目で、演劇ということについても学べるような機会というものを、ぜひ検討していただけると、何かしらのご協力はできるかなと思いますので、お伝えしておいてください。

○酒井参事監兼高等学校課長

はい。

○足羽教育長

はい、では、2回に渡って慎重に御審議いただきましたが、学科名変更については、原案のとおりということでご了解いただけますでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。

【議案第18号】 「鳥取県人権教育方針」 第3次改訂について

○足羽教育長

では続きまして、議案第18号、人権教育基本方針の改訂について、説明をお願いします。

○土山人権教育課長

議案第18号、鳥取県人権教育基本方針第3次改訂について、お願いいたします。

2頁目に第3次改訂の概要をまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、人権教育基本方針ですけども、これは本県の人権教育のねらいとか、方向性を明らかにしまして、人権に関わる教育課題を総合的に捉えて推進することを目的といたしまして、平成16年に策定をしております。その後平成24年に第1次改訂、平成29年に第2次改訂を行いまして、その趣旨の徹底に務め、差別のない真に人権が尊重される社会の実現を目指しまして、これまで取り組んで参りました。

2に改訂の経緯を記載しておりますが、平成29年の第2次改訂以降も、いじめでありますとか、子どもや高齢者に対する虐待、ヘイトスピーチ、加えてインターネットを悪用した人権侵害など、人権問題が複雑化多様化してきているところでございます。その中で昨年令和4年の2月になりますが、鳥取県が策定しております鳥取県人権施策基本方針の第4次改訂がなされたこともありまして、これまでの人権教育の取組を基礎に据えながら、急激な社会情勢の変化と新たに注目されてきました人権問題に対応し、人権教育の一層の充実を図るために、今年度人権教育基本方針の第3次改訂を行うことといたしたところでございます。第3次改訂に当たりましては、改訂に係る専門の検討委員会を開催しまして、3回に渡って検討を重ねて参りました。この定例教育委員会におきましても、委員協議会で3回、それ以外にも人権教育アドバイザー会議等々でご審議をいただいていたところでございます。また先般パブリックコメントもいただきまして、その意見も反映いたしまして、この度議案として提出させていただくものでございます。

改訂のポイントになりますが3のところに記載をしております。まず共通して取り組む課題として、SDGsにおける人権、デジタル社会における人権、ユニバーサルデザインの推進、この3つを新たに掲げておるところでございます。

(2)に記載をしておりますが、本県の人権教育の基本的な考え方、そこに2本柱で書かせていただいておりますが、これにつきましては引き続き継承していくこととしております。

次に(3)になりますが、学習指導要領の前文に人権教育と関係の深い文言が新たに記述されたことを受けまして、普段の授業の中でも人権をしっかりと意識をしながら、学校教育活動全体を通して、人権教育を進めていくことが重要であること、それから(4)にあります、社会情勢の変化に対応した人権教育の推進のところでは、個別の人権問題に関しまして、例えば子どもの人権になりますと、児童、生徒にとって、身近な社会的ルールである校則の見直しに子どもたちが参画するなど、身近な課題を自ら解決をして自らが権利を持つ主体であるという意識の育成に取り組むことなどを盛り込んでいるところでございます。

12月の委員協議会の時に中島委員から、校長のリーダーシップのことについてご意見

を頂戴いたしました。これにつきましてはお手元の基本方針の厚い冊子の14頁のところを見ていただきまして、14頁の下から3分の1ぐらいのところ、「学校教育における評価」というところに、「各学校においては、校長は、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標設定および推進指針を示すとともに、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、組織的・継続的に実践することが重要です。」といったように書かせていただいております。今見ていただいたのは本体の冊子ですが、概要版を参考にお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

4番の今後の取組にも書かせていただいておりますが、この第3次改訂につきましては、県の教育委員会の考え方が学校現場までしっかりと届くように、校長会であるとか人権教育主任会等々の機会を捉えまして、周知をしていきたいと考えているところでございます。合わせてお手元にあります概要版のリーフレットでありますとか、更にはこの分厚い方針のほうについて、本当は読んでいただきたいんですけども、先生方はなかなか読む時間がない、そういうことを踏まえて教職員用に3次改訂の解説本というものを現在、活用の手引というものを作成準備しているところでございます。教職員研修の中での活用であるとか、特に来年度はすべての県立高校におきまして、この3次改訂の周知研修を行うこととしていただいております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○足羽教育長

この件につきましても、何度となく協議をいただきながら積み上げてきたものでございます。ご質問等があればお願いします。

○若原委員

これは何年ごとの見直しですか。期限は切ったものじゃないですね、これは。

○土山人権教育課長

特に何年ということはございませんが、概ね5年に1回、鳥取県の人権施策の基本方針が改訂してございますので、そのタイミングに合わせて、人権教育の基本方針も改訂をしているところです。

○中島委員

これ、学校教育、社会教育両方が対象になるんですね。それで鳥取県人権施策基本方針第4次改訂との役割の違いとか、それは両者とはどういう関係にあるんですか。

○土山人権教育課長

人権施策基本方針は鳥取県の人権の在り方の方向性を示したものでありまして、それはすべての県民に対してというところでございます。人権教育というのは、主に学校現場、それから社会教育の面を持って、こういう方針でいきたいと思いますということで、特にその場面を中心に。

○中島委員

鳥取県人権施策基本方針というのはシンプルなものなんですか。

○土山人権教育課長

形態としてはこの人権教育の基本方針とほぼ同じといった感じです。

○中島委員

じゃあ内容的にはけっこう重複しているんですか。

○土山人権教育課長

人権施策基本方針の中にも、教育の部分も一部盛り込ませていただいております。その部分を少しボリュームアップしたのが人権教育基本方針という具合に捉えていただければと思います。

○中島委員

人権施策と人権教育の違いというのは何になるんですか。

○土山人権教育課長

施策というのは鳥取県全体、教育も含めて、社会、会社、企業であるとか、いろんな場面でも人権教育というものをやっていただいておりますので、それが人権施策の基本方針で、その中でも教育の部分については抜き出して方針を作っているというところでございます。

○若原委員

鳥取県人権施策基本方針があって、その中の教育の分野について別に定めるものですね。教育といっても、学校教育と社会教育があるもので、社会教育の分野が確かに鳥取県全体のやつと重なるところも多いんじゃないかなと思うんですけどね。

○足羽教育長

だから施策と考え方は整合性がなくてはいけないんですね。

○土山人権教育課長

基本的には施策があって、それを受けて教育の基本方針も。

○足羽教育長

だから特化されたもので、施策基本方針を土台としながら、それが特に特化して教育の場面においてはこういうことを校長はしまししょうよとか、こういうような指導を心がけましようよという教育分野に特化してまとめ上げている位置付け、関係性でいいのかなと。

○中島委員

じゃあ施策の具体化のためのマニュアルというか考え方が書いてあるということですか。

○土山人権教育課長

はい。

○中島委員

印象的にはかなり理念的なことが多いなという感じがしたものですから、それほど具体的な学校現場で、こうしましょうという具体的なものを書いてあるという印象もあまり持たなかったものですから、それでちょっとお聞きしたんですけど。

○土山人権教育課長

人権施策基本方針にそういった理念的なことも書いてあるんですけども、より教育に特化した形で、言葉を足して人権教育の基本方針を作りました。

○中島委員

分かりました。

○足羽教育長

そのほかいかがでしょうか。

○森委員

先生方はこれをどんなタイミングで見られるのでしょうか。

○土山人権教育課長

学校によってでしょうけど、1つは校内の人権研修であるとか、必ず各学校では校内の人権研修はしますので、そこで使われます。来年度は改訂が初年度になりますので、各学校に出かけていって、我々が直接お話をする機会も設けようかと思っています。

○森委員

先生方に。

○土山人権教育課長

はい。

○足羽教育長

冊子自体を使ってというのはなかなか読み込むだけでも大変なので、この概要版、更には今課長も申しました解説本といった辺りに、エキスをぐっと詰め込むことで、基本的な考え方が大きく変わるわけではありませんよね。命の大切さ、人権の大切さなんていうものは。だけれども、今だからこそ、こういうこともやっぱり人権の考え方に照らし合わせてというふうなことはやっぱり入れていける。去年もここで話題にいただいたウクラ

イナ侵攻については、この1年経っても終わることのないこと、これまさしく人権侵害以外のなにものでもないじゃないかなんていうことは、この社会変化の中でやっぱり知っていくべきことだと思います。教員自身も人権尊重というのはもう何十年も前から言われてきたけども、じゃあそれが今の社会で言ったらこういうことになるとか、ジェンダーのことなんていうのもそうでしょうし、これらを適宜捉えて子どもたちに、どう切り込んでいくのかという意味では、先生方もアップデートしていただかないといけない部分、それらにしっかり役立てていかなければならないだろうなと思います。

さきほどの特別支援教育の計画と同様に、この改訂をしたことをいかに現場、先生方そして子どもたちに伝えていくのが大切なんだろうなと思っています。

○森委員

せっかくなら使っていただきたいので、例えばこういうのがあったら、いつ使うかなと考えるんですね。それに合わせて使いやすくとか、また考えるんですけど、今の教育長の話聞きながら思ったんですけど、朝礼だとかそういったところでこの中から抜き出して、先生が朝みなさんにお話される時の一言に、さっきの人権のことでジェンダーのことだとか、戦争のことだとかをお話される時のヒントに、鳥取県としてこういったものが人権として、こういうことが伝えたいんだよと、朝礼の時に生かしてくださいとか、そういう使うタイミングとかもイメージができるといいなと、もし私が教員だったら、これをいただいた際に、出口がどこなんだろうというイメージできると、もっとしっかり読むかなと思ったりしました。

○土山人権教育課長

貴重なご意見どうもありがとうございました。またそういった視点も学校現場のほうにお伝えしながら、我々が県教育委員会として作った、この人権教育基本方針の考え方をしっかりと浸透していきたいと思っています。ありがとうございました。

○鱸委員

これをずっと見ていると、社会教育の中の人権についてもかなり書かれていました。我々の業種の中でも介護とかで、外国、特にベトナムとか、そういうところの方がかなり働き方の中の経年的な受け入れによって、増加している現状があって、介護施設の中には真剣に外国人の人権というところを研修テーマとして、来られた外国人の方に対して配慮が必要だよというようなことを教えているところもあります。そういう外国人の人権について、歴史的に研究されているところがあります。そういう部分を翻訳機含めて県の予算を利用して定着させようという、しっかりと人権教育も必要だという結論を出した、そういう研究をされているところもあります。そのようなところにも県の教育委員会としての社会教育としての、こういうものがありますよというようなところの情報提供もあってもいいんじゃないかなと思います。あるいはそういう施設は今後人材が少なくなってくるのが分かりますからね。その際に先行する施設もあるけど、例えば我々の病院の中でも今後あるかもしれない。そういう働き手が後は東南アジアの方に来ていただかなければいけないという方向性が見えてきますので、そういう時にこういう外国人の人権という具体

的な対応を視野に入れることが今後必要になってくるので、これが十分そういうところに情報提供されてもいいんじゃないかと思います。

○土山人権教育課長

ありがとうございました。今の外国人の人権についてはコロナが収まってきて、またこれまで以上に外国の方が来日されるということがあるだろうと思っています。そして鳥取県にお見えになることも想定されますので、そういった視点も持って、どういう形でお届けできるのかはまた中で検討したいと思いますけれども、そういった情報をしっかりと必要なところに届けるというのは、大切なことではないかと思います。ありがとうございました。

○若原委員

1つ思い出したんですが、これを議論した時に、戦争の問題あるいは平和教育は、この中に含まないという方針だということでしたね。私は人権教育の中に平和教育を含めてもいいんじゃないかと思うんですけど、「戦争は最大の人権侵害だ」なんてね。そういうことを申し上げたような気がするんですけど、その時は確か、今回の人権教育については平和教育は含まないという考え方だということでしたがいかがでしょう。

○土山人権教育課長

そうです。直接的な平和教育という言葉は出てきませんが、戦争は人権侵害であるということは、直接ではないんですが、この改訂の中に少しは入れさせていただいています。教育長がおっしゃいましたように、戦争をとおして、どういう人権が奪われているのかというの盛りに盛り込んでおります。

○中島委員

私は折りに触れて校則の問題ということ、なるべく県立学校において生徒が主体的に校則を考えていくということが主権者教育とも繋がりながら重要な問題だというふうにお話しているつもりなんですけど、それはこういうことと関係あるんですか。

○土山人権教育課長

あると思います。いわゆる子どもの人権というところで、校則を見直すという中で、子どもが意見を表明する、子どもが意見をいうこと自体、子どもの人権でございますので、その中で先生方と校則を議論して、ルールを変えていくというのは、1つの人権教育であり、実際に高校現場でも生徒が学校に対して要望書を出して、その中で改訂できること出来ないこと、継続して検討していきましょうといった中で、しっかりとルールを作っています。

○足羽教育長

子どもの人権のところには、具体の例の形で、校則云々は出てきていないかな。

○林次長

39頁に、現実に生徒主体で校則の改正を行った米子工業高校とか鳥取西高校とかに触れています。ここにある学校に限らず、校則の見直しが進んでいる学校は多数ありますので。

○中島委員

そういうこととかを、高等学校課目線もあるでしょうけど、人権教育課目線で、高校生と校則の関わりというようなことを可視化してもらおうということも、こういう流れを大きく勇気づける、後押しするということにもなるかと思うんですけど、校則と人権教育との関わり方も考えてみてもいいですかね。

○土山人権教育課長

はい、ありがとうございました。またその辺も、ちょっと中で。

○足羽教育長

子どもの人権辺りを中心に説明は進めていくことにもなるであろうから、38頁から子どもの人権があるんだけど、項目立ては校則というのはいしてないけども、ここが現状と課題というところを書いてもらって、この辺りを説明の時に、引き合いに出して、あとのいじめ、暴力、体罰、不登校云々というのは、定番の子どもたちの課題、人権に関わるものだから、リード文の形で、ちょっと校則のことも引っ張り出して校則のことも説明をしてもらおうと、とっかかりが出来るんじゃないかと。

○中島委員

教育との繋がりが、接点に分かりやすくなるから。

○足羽教育長

そのほかいかがでしょうか。

では、人権教育の基本方針を、皆さんのご意見もあってここまで積み上げてきましたが、提案のとおり議決をさせていただいてよろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。

【議案第19号】 博物館の登録に関する規則の一部改正について

○足羽教育長

では、19番、博物館の登録に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

○藤原博物館副館長

博物館でございます。議案第19号をお願いいたします。副館長の藤原と申します。今日館長の漆原は県外に出かけておりますので、代わりに説明させていただきます。

1頁をご覧ください。博物館の登録に関する規則の一部改正についてご審議をお願いい

たします。改正理由は博物館法の改正に伴うものでございます。博物館法は、昭和26年の制定以来70年、抜本的改正は初めてのようでございますが、その改正内容につきましては四角囲いのところがございます。博物館法の目的も改正されましたが、我々に直接影響があるところは、Ⅱの博物館登録の制度の見直しのところでございます。博物館の登録事務は、これまで都道府県教育委員会が行うことになってはいますが、その登録基準はこの度から文部科学省の省令を参酌して都道府県教育委員会が定めることになりました。これまでの教育委員会規則では、博物館の登録、変更、廃止及びそれらの申請様式などを規定しておりましたが、新たに登録の基準、それから年に1回の定期報告のこと、また博物館登録だけではなく、指定施設のことなどについても、この度規定させていただきたいと思っております。

1頁の下のところを参考、県内の状況と書かせていただいております。登録博物館は県立博物館を含めて7館でございます。その他多くの施設は、博物館類似施設でございます。この割合は、全国的にもほぼ同様な状況でございます。文化庁は、この博物館類似施設を登録博物館ですとか、指定施設に誘導して文化庁の言葉を使えば、全体の底上げ等盛り立てをしたいというのが今回の法改正の意図でございます。

2頁から8頁にかけて、新旧対象表を付けさせていただいております。2頁の第6条のところに、定期報告のこと、それから3頁の9条のところに指定施設のこと、それから3頁の下から5頁にかけて別表という形で、登録基準を新たに規則の中に設けさせていただいております。

それから5頁の下から10頁に記載しております各種様式は、これまで縦書きであったものを横書きに修正しているというのも大きな特徴になります。

最後になりますけれども、県内の登録博物館7館は今後5年間の経過措置の間に改めて登録の申請をする必要がございます。県立博物館は、それを受付けて審査、登録するという立場もございます。また登録博物館や指定施設が増えるよう、県内の類似施設に呼びかけもしていきたいと考えているところであります。説明は以上です。

○足羽教育長

博物館法の一部改正に伴う規則の改正です。ご質問等がありましたらお願いします。

○中島委員

今副館長がおっしゃった登録博物館や指定施設が増えるよう促したいというお話ありましたよね。それによって何を变えたいということなんですか。

○藤原博物館副館長

文化庁の意図としては、ランクというわけではないと思うんですけども、登録博物館がイメージとしては多分一番上にあって、その次に指定施設、ここまでが法の中の施設でございます。類似施設というのは、博物館法の規定ではなくて、これは統計上のただの分類でございます。ただ博物館法ができてからこれまでに博物館法に引っかけられないもののほうが圧倒的に80%ぐらいが占めておまして、文化庁はこれを法の中に入れて、博物館として正式にといいますか、盛り上げていきたいという説明を聞いております。

○中島委員

じゃあ今鳥取県に合わせて51館あって、80%に当たるのがこの44館だという意味なんですね。

○藤原博物館副館長

そうですね。全国的にもそれぐらいの割合です

○中島委員

それで法律の博物館法にカバーされるものになると、メリットもあるけど、かなり大変さも出てくるというようなことなのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○藤原博物館副館長

メリットにつきましては、これまでも美術品の保障制度だとか、登録美術館制度だとか、希少野生動物の譲渡の規制の緩和ですとか、幾つかあります。ただ今回文化庁が登録博物館だとか、指定施設のほうに持っていきたいということがありまして、地方のほうはやっぱりインセンティブをしっかりとしていけないといけないよという話もしております。今回唯一インセンティブが増えたのは、民間の博物館が設置した会社については、事業所得が非課税になったというのが、この春の新しい改正点なんですけども、我々県立博物館にはちょっと関係がないんですけども。デメリットというのは、あえていうなら申請をしないといけないとか、1年に1回報告が求められるとか、そういった事務的なところはありますけども、それをデメリットといえるのかどうかちょっと分からないんですけど、そういった状況でございます。

○中島委員

印象としては、博物館類似施設については、活性化しているというか元気になるところもあるし、ちょっと埃をかぶったような感じになっているところも、率直にいつてあるなという感じの中で、いろんなものがより活性化していくということになって、地域の人も楽しめるし、観光の拠点にもなるというようなかたちに繋がっていくということに、なればいいんだろうなと思うんですけど、県として「ここはいいから指定施設に引き上げよう」みたいなことを考えたほうがいいとか、教育委員会としてそういうことは考えられるんですか。

○藤原博物館副館長

まずは登録博物館7館の更新しないといけないというのが第一優先でございまして、指定施設はないもんですから、中島委員のおっしゃるとおり類似施設はどうするのか、類似施設の中でも本当にいろんなところがありますので、少なくとも町村立といったところには、既に説明会にも入っていただいていますので、優先的に声かけしていきたいとは思っていますけど、最終的には設置者の判断になりますので、強制はできないと思っています。

○中島委員

県立美術館ができると当然登録博物館のカテゴリーに入る。

○藤原博物館副館長

もちろんです。申請していただきたいと思います。

○林次長

要件的にもなります。

○藤原博物館副館長

要件的にもふわっとしたもので数値的な基準ってほとんどないんですよ。法律の中に、開館日数は年に150日ですとか、指定のほうは省令のほうに100日とか、あるんですけど、数字があるのはそこだけでして、以前の法律ができたころの昔の通知文なんかを見ると、面積なんかも通知の中にはあるんですけども、それも今回廃止されますので、数字的なものは無くて、やはり全体で盛り上げていこうというのが、繰り返し説明を受けた内容です。

○中島委員

じゃあなんとかインセンティブ付けてほしいですね。

○森委員

でも登録できると、県のホームページの中に博物館登録をしているところは出ていて、SNSのほうで今やっている行事、展示施設なんか、自動的にリアルに今何やっているのかが分かるとか、そういう宣伝というか、現状がリアルタイムで分かることなんかできたりはしないんですか。もし登録をした場合。

○藤原博物館副館長

それぞれの館では何をやっているのかということまではないんですけども、今回文化庁も新たにホームページを設けまして、登録だとか指定施設が一覧表で施設にリンクしていますね。そういうようなところが新たに作られました。

○森委員

インセンティブって自分たちの館に観覧者が増えるということに繋がるということが大きいですね。

○藤原博物館副館長

森委員が言われたのは非常に大きなメリットなんですけど、我々その場にいるものとしては、例えば補助金が有利になるとか、民間のほうはいろんな非課税制度があったりするんですけども、文化庁も予算事業、毎年続くかどうか分からん補助事業なんかの申請要件にはそういった登録であるとか、指定であるとか、これからかけていくみたいな説明はさ

れていました。

○森委員

お金をもらうとか、いただいたものを使って何かをするという考え方もあるんですけど、そこに合理性がある場合と無い場合があって、もらったものを有効活用できる団体とできない団体ってあって、決して得意でないとするならば、例えば県が一括で、費用を国からもらって登録してあるところには、自分たちとしていろんなアプローチ、県民なり県外の人たちにアプローチをかけられるようなSNSへの発信だとか、合同チラシを作るだとか、そんな形でもいいので、アプローチの仕方なんか分かりやすく共有できるようなかたちも含めて出来ればいいなと、今思ったことを言ってしまったけど。

○藤原博物館副館長

鳥取県の51の館でやっているのは、登録とか類似とか問わずに、51が集まって、鳥取県ミュージアムネットワークというのを作ってしまっていて、合同の印を作って、お互いの入場券を持って、他の館に行ったら少し値引きしてもらおうとか、そんな取組は既に何年か前からさせてもらっています。

○足羽教育長

この規定の改正はして、議案のほうは進むんだけど、そののちの44への働きかけもしていくということですか。

○藤原博物館副館長

そうですね。まず登録博物館の7館については、去年の4月に改正法が交付されていますので、その段階で1回訪問して、今後のスケジュールなんかも、一緒に再申請しましょうという話はさせてもらっていて、本日規則改正をお認めいただけるのであれば、具体的な手続きなんかのお話にはまずこの7館にいかしてもらおうと思います。鳥取県ミュージアムネットワーク(TM)の研修会も定期的に行っていますので、そういったところで7館以外の全部の館にも説明していきたいと思っています。2月のTMの研修会でも文化庁から講師を呼んで、この法改正なんかの説明もしています。その時には現場の館だけではなくて、指定管理のほうもありますので、元々の町の教育委員会の人にも声かけしてお話は聞いてもらったりしています。

○中島委員

そもそも鳥取県立博物館の業務の中に、こういう他の博物館を統括するという業務があったということは、改めて認識しました。

○足羽教育長

統括でいいんかいな。

○藤原博物館副館長

そこはちょっとグレーなんですけど。この博物館法の業務は、現場の博物館が持っているのは鳥取県だけです。以前は、文化財課が所管していたんですけども、今知事部局にいかれましたので、その時にどこで持つかという話でうちの館で担当させてもらっていて、県内館の統括というよりも博物館法の所管課というふうには考えています。

○林次長

うちの教育委員会の組織上の関係もあるんですけど、教育委員会としては、博物館は当然、公の施設としての博物館もあるんですけど、事務局の本庁課としての博物館としての位置付けもあるんです。

○足羽教育長

では、今後の動きということが必要になってくるとはいいながらも、今度は大元の一部改正ということについては、お認めいただけるでしょうか。(同意の声。)はい、では議案第19号も提案のとおり決定とさせていただきます。

(2) 報告事項

【報告事項エ】 令和5年度アクションプランについて

○足羽教育長

では、報告事項のエからお願いします。

○松尾教育総務課参事

報告事項エ、令和5年度アクションプランについてです。アクションプランは、教育振興基本計画の推進のため、毎年度現在の課題や次年度の取組を反映させて作成しており、この度、令和5年度のアクションプランを作成したので、報告をいたします。主な重点施策について幾つかご説明させていただきたいと思います。

10頁の下の学力向上に関しまして、学校への訪問指導や授業改善の取組、また今求められる学力や活力を付ける授業づくりの推進、また、個人カルテ、個人分析シートを作成し、個に寄り添った指導、支援を推進するための授業改善に取り組むこととしております。

続きまして16頁をお願いします。頭のところで、英語教育の推進として、英語の4技能をバランスよく育成するため、教員の指導力向上や、外部試験(英検I B A)をアセスメントや授業改善の活用、子どもたちが実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等に取り組むこととしております。また、その下、教育技術の推進につきまして、発達段階に応じた情報活用能力の育成やICTを活用した教育の更なる推進、また、教員のICT活用、指導力の向上や各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育への取組を更に進めていくこととしております。

また飛びまして20頁をお願いします。教職員の確保についてです。教員の確保といたしまして、教員採用試験の試験日程の更なる早期化、県外試験の実施拡大、またSNS等を活用した鳥取県で教員になることの魅力の発信に取り組むとともに、また高校生を対象

とした未来の教師育成プロジェクトによる将来的な教員志望者の育成等により、教員確保に努めることとしております。また、教員の資質向上につきましては、エキスパート教員による公開授業や研修会実施などにより、教員の授業力向上を図るとともに、各種研修動画サイト等の内容を更に充実させて、教員の授業力向上を支援することとしております。

また飛びまして24頁をお願いいたします。不登校対策の推進につきまして、課題に取り組む学校に対して重点的に訪問、指導助言を行い、課題解決の方策を協働して検討実施するとともに、多様化、複雑化する不登校の要因背景を適確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら、児童生徒の理解に基づいたきめ細かな支援を行っていくこととしております。また、校内サポート教室の充実を図ることとしております。また、指標につきましては、現在の基本計画が令和5年度が最終年度のため、計画策定時に定めた最終目標数値を令和5年度の指標を目標数値としております。説明は以上でございます。

○足羽教育長

ご質問がありましたらお願いします。

○森委員

説明のあった中で、教員の確保というところで前回から私も気になっていて、高校の先生方のお若い方たちの人数が少ないという現状を拝見させていただきまして、今後非常に大きな課題なんだなというのを、前回私は少なくとも衝撃を受けました。是非もっとそのところの今後の確保につきましては、私たちも含めて基本的にいろんな形でアイデアなり、もちろん質も含めてですけども、大きな課題だと思っておりますので、そのところもよろしく願いいたします。

○松尾教育総務課参事

若い方の採用が気になる。

○森委員

そうです。40代以上の方の人数が多いため、どうしてもそれ以降の採用が非常に少なくなつたという時期が、ここ十数年続いているんだというのはグラフから拝見して少し驚きましたので、見てみると、小中と比べると随分グラフの形がいびつでしたので、本当に大きな課題だなと思い、力を入れないといけないと感じましたので。

○足羽教育長

年齢構成のことで、前回協議会で言っていたという。

○森委員

そうですね。

○中田教育次長

なかなか難しい部分があるんですね。定年延長も始まりますよね。全体の教員の定数管

理になるんで、人をどんどん増やしていくと逆に今度は教員が余ってしまうような部分も出てきますし、いろいろ工夫をしながら取り組んでいくとは思いますが。逆に、小学校なんかは、まだ定年延長といっても、定年延長の中途でおやめになっている方も多いので、たくさん若い人を取っていかねばいけない状況があって、バランスを取りながらということになります。いずれにしても、全国的には教員不足という状況が続いていますので、ここにも示してありますように、SNSだとかでプロモーション活動による魅力発信、外部試験だとかまた来年度も少し早期にというような工夫をしながら、しっかり確保には努めていきたいなと計画しているところです。

○森委員

高校生のみなさんに、こうしてアプローチかけるのはとてもいいことだなと思って大事なことだなと思っています。

○中田教育次長

島根大学との協議会でも、とっかかりの世代の高校生たちがちょっと増えつつあるんじゃないかなという数字が、鳥取県から島根県の学生さんのうち、教職を目指す者の数というのがぐっと上がってきている傾向がありますので、この取組はとても期待を持てるようになっていくんじゃないかなと思っています。

○足羽教育長

ちょうどこの県立高校のことは60年国体の影響が非常に大きくて、ちょうど私たちが採用になる前から私たちの後ぐらいまだが、本当にすごい規模での採用、結局その余波が20年後に影響が出て、高等学校での採用が10人以下という年が何年もあるんです。8人取るのが精一杯、それでも多過ぎる、なんていう抑制があり、今の40代ぐらい前後の方が非常に少なくなっている。今またそれが今度は私たちの先輩が何十人と退職されていくので、今採用数は県立も40前後にこの近年は戻ってきています。そこに人材不足が重なっているんで、枠は今あっても、採用がない。だから当時は、鳥取ではもう何年経っても受からないので他県にいかれた方も何人もあるというのが、そうしたいびつさに繋がっています。なんとかそこについて均衡を保っていくのが一番理想なんだろうなと思っています。

○森委員

先生がおられないと本当に困るので、社会もこうして変化していると、授業の構成もいろいろ変化していくと、お若い人材が非常に重要視される時代かなと思います。

○中田教育次長

教員不足は全国的な現象で、東京の知り合いの校長さんなんか聞いても、誰でもいいから、あと2人足りないとかいった話を聞きます。国の課題として、なんとかしていけない問題なんだろうなと。

○佐伯委員

それと関係するかどうかちょっと分からないんだけど、鳥取県の中でも教職員の先生と常勤ではない短時間の先生とかの割合というのが、今どうなっているかはわからないけども、正規の先生の割合というのは増えてきているんですか。

○林次長

正職員をなるべく増やしていっているのが鳥取県の現状です。講師の数のほうが減ってきている。

○佐伯委員

ちょっと聞いたのでは、非常勤の先生もけっこうおられて、学校の運営が大変とかというのもちょうと聞こえてきて、じゃあそれは特別で例外的だというふうに。

○林次長

ただ、非常勤講師そのものは、以前に比べると枠そのものはそれなりの数があったりするので、多分それよりは正職員の数が増えてほしいという声なのかなという気はします。いわゆる講師と教諭のバランスでいけば、以前よりも講師そのものの人数は教諭のほうにしていっている。当然ある程度は残ると思いますけど、以前と比べると当然教諭で見込める分については、教諭のほうでなるべく対応しようという、鳥取県としては今そういう採用方針ですので、着実に講師比率は下がって、教諭率のほうが上がっていると。

○中田教育次長

ただ学校によっては、定員に足りない場合が出てきたりしていますので、そういう意味で学校のイメージとして、非常勤が多いという感じが受けとめとしては出ている学校もあるかもしれない。

○足羽教育長

再任用も、「フルは絶対したくない」と言われる方もおられる。そこを頼み込んで、短時間でもお願いしたいという人は20時間勤務、これなんかも見ようによっては非常勤的に見えますよね、再任用は正教諭なんですけども、でも絶対フルはしたくない、つまり担任はしたくない。じゃあとにかく20時間でもとお願いしている人は高校では逆に増やしています。でなければ本当に人がいないので。そう考えると、フルではない人たちの枠というのも当然あるということは現状としてあります。これは作戦的に地教委、それから学校長を通して「しない」という人をなんとか口説いてもらって、数をなんとか揃えています。

そのほか、いかがですか。では、よろしいでしょうか。様々な施策がありますが、1つ1つ着実なものとして積み上げていけるように取り組んでいけたらと思います。では、報告事項エは終わりにしたいと思います。

【報告事項オ】 鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標について

○足羽教育長

続きまして、報告事項オをお願いします。

○吹野教育人材開発課課長補佐

報告事項オ、鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標について、3月5日に委員協議会で一度ご協議いただいたところですが、学校事務職員の指標をベースにしまして、学校図書館に求められる機能ですとか、職場環境を踏まえた司書ならではの業務内容に基きまして、今回作成したものでございます。

A3のほうをご覧ください。司書の場合は司書と司書主任ということで2段階になっておりまして、観点は、素養、企画立案、業務の遂行、業務マネジメント、対話、調整、協調、一番最後が組織マネジメントということで、5段階の観点がございまして、右側は、基礎づくり期（1、2年目）、基礎能力定着期（3～5年目）、能力活用期（6年目～）、最後に図書館教育の推進ということで4段階に分かれているということでございます。

司書でございますので、学校の図書館の資料の管理等、運営等を行うことが前提でございますけれども、例えばレファレンスサービスでございますとか、読書活動の推進、あるいは司書教諭とかとの連携推進、ICTの活用ということも必要で、学校における目標でありますとか、発達段階ということも意識しながら、人材育成を図っていくということで、今回作業を進めています。簡単ですが説明は以上です。

○足羽教育長

司書主任と県立図書館なんかとの司書等も含めて、指導的な立場でということで、配置をしている者になります。現場にも3人かな。

○吹野教育人材開発課課長補佐

いや、東、中、西にもおりますので全部で10人以上です。

○足羽教育長

そうすればキャリアアップで。午前中見ていただいた教員、校長や教職員等は法規定によって指標をつくるのが義務付けられていますが、司書等は該当ではありません。ただ、資質向上を様々な職種でも図っていくということから、本県は一気にはなかなか作れないので、そうした該当の者の現場の実態や声を拾いながら、少しずつ作成をしてきたところで、今回司書主任、司書という形です。

○中島委員

雇用の形態が違うから、そうなのかと思うけど、小学校とか中学校の図書館司書の人たちを見ていると、この組織への貢献という点で学校の一員として、自ら進んで他の教職員と連携協力ができているというようなことを持てる人もいるけど、あまりそうでもないかなという人が多いという印象なんですけども、県立の司書の皆さんだとその辺は、学校の一員としての働き方というのも皆さんしっかり出来ていらっしゃるのかな。

○吹野教育人材開発課課長補佐

県立高校の場合は平成20年ごろから正職員になっていますので、そういった長期間の雇用の中で、学校組織の一員としてしっかり働いていただいています。

○中島委員

そういうことで捉えた時に、司書主任という係長級ということ自体は、あんまり問題ではないんですか。もう1ランク上は難しいと思うんですけど、あってもいいかなということではないんですか。

○吹野教育人材開発課課長補佐

実は少し前に、ちょっと上の司書主幹ということを検討したことがあるんですが、なかなか整理ができなくて、その辺りをもう少し、もしかしたら整理して行って、更にステップアップということは考えられないことはないかもしれません。

○足羽教育長

職責をこなせていくという辺りがネックになって、主任との違いをなかなか、

○吹野教育人材開発課課長補佐

説明がなかなか苦しいところもあって、将来的には。

○中島委員

今は何歳ぐらいの方まで働いておられるんですか。

○吹野教育人材開発課課長補佐

通常職員と同じなので、60歳定年です。

○中島委員

普通に60まで働いていらっしゃる方もいらっしゃるということですか。

○吹野教育人材開発課課長補佐

はい。再任用でも62歳まででも働いておられます。

○足羽教育長

県立学校の司書は職員会議にも出ます。学校の教育活動には大きく関わっているので、逆に出てくださいと。図書館の番人ではないという位置付けに現実はなっていますが、おっしゃった市町村のケースは、まだ非常勤で、図書館の本の貸し出し、時間はこれだけという方が多く、なかなか学校の一員としてということには捉えづらい現状があります。

○森委員

具体的には正職員になられてからと、なられる前では、共同作業というか、会議に出られるということから具体的に良かったこととかありますか。

○吹野教育人材開発課課長補佐

普段の授業の関わりとかありますので、その中で職員会議とかに参加しているということで、司書主任の方は特に頑張っていますので。

○足羽教育長

図書館主体でいろんな企画もされて、本が好きな子以外をターゲットにしたりしたイベントだったり、情報発信では、例えば鳥取県民の日には、鳥取県にちなんだコーナーをあちこちの学校で設けてPRをしていただくとか、様々な主体的な動きが随所に見られて、非常勤にはされないような、どうもそういう狙いはあるのですね。

○森委員

こういう方たちが会をして、情報共有をされたりしているんですか。こういうことをやって良かったとか、こういうことを今年はやりたいとか。

○足羽教育長

それを県立図書館がリードしてやってくれています。司書の会というのもありますし。

○吹野教育人材開発課課長補佐

むしろ研修が多過ぎるじゃないかというぐらい。

○佐伯委員

小中なんか司書教諭の先生と協力してやっているんですけども、高校も司書教諭の先生がいらっしゃるの、司書の先生と協力する感じなのでしょうか。

○足羽教育長

もうすっかり協力しているところです。はい、じゃあよろしいでしょうか。それでは報告の力の準備をお願いします。

【報告事項カ】 特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する基準について

○足羽教育長

では、力をお願いします。

○長谷川参事監兼小中学校課長

特別免許状の授与に係る教育職員検定に関して基準を定めましたので、ご報告をさせていただきます。

1頁をご覧ください。特別免許状といいますのは、教員免許状を持っていないんですが、

優れた知識や経験を有する社会人に教諭免許状を授与するというような制度でございます。特に教員免許の更新制が廃止されたということ、更には教員不足ということの状況を踏まえて、国のほうからもこの制度の活用を積極的に進めるようにというふうな話も出てきているところです。

これまで本県で、この特別免許状を付与しました例としては、大きく2つありまして、1つは教員採用試験によって社会人経験者を対象とした選考、これが1つ。それからもう1つは、私立の高校で、例えば看護科みたいなところがあるところで、教員免許は持っていないけれども、看護師で経験をしておられて、そういった方々には子どもたちへの指導をお願いするような場合に特別免許状を申請してこられるといった場合です。

その授与に関しては、審査を行う必要がございます。今回その審査にかかったような基準を2頁のような形で作成をしているところです。この基準につきましては、4頁のほうに国のほうから指針が出ておりますので、これを踏まえて作成をしたところでございますが、例えば、2頁のほうに授与できる候補者として、(1)のアの在外教育施設で勤務経験がある人、こういった人たちが候補の対象になりますよとか、あるいはイのところには、大学で教えていた経験があるとか、あるいは資格を有しているだとか、こういった方々が授与する対象となってくるのではないかということが、国の例を参考にしながら作らせていただいております。それからこの申請をするに当たっては、3頁の(2)のアにありますけど、基本的には雇おうとしておられる学校のほうが、推薦をしておられるということが条件というようなことであります。

なお、これまでももちろん審査を行ってきております。何も基準もなくやってきたわけでもございまして、一定程度審査に係る要項を作成しまして、運営について定めたものであるとか、あるいは面接の評価について定めたものを元にして、適切に審査を行ってきたところですが、こういった基準を作って、そして公表しなさいということが国からございましたので、今回こういった形で、基準を作らせていただきまして、公表する形で進めさせていただきますので報告をさせていただきます。以上になります。

○足羽教育長

概要の説明でしたが、今までどんな者に特別免許を出したというのをもう1回ゆっくりお願いします。

○長谷川参事監兼小中学校課長

1つは教員採用試験に落ちて、社会人経験を有する人たちということで。

○足羽教育長

農業とかの分野です。

○長谷川参事監兼小中学校課長

農業とか、工業とかのほうで出している例があります。それからもう1つは、私立高校で看護科で指導される方々、看護科の教員免許状を持っておられる方がなかなかいらっしゃらないので、看護師資格で経験を持っておられる方を雇用する上で、特別免許状を申請

してこられる。あるいは家庭科という例もございます。そういった形です。

○足羽教育長

採用枠の中にも設けているんですが、なかなかそれだけの資格を持ってという方がいないので、農業、工業といった分野でなかなか人材が得がたい。免許はなくてもいいから、そうした方々といってもなかなか応募がない。ただこうして明確にして、これを公開してということで更に募集を呼びかけるということにも繋がる形になるかなとは思いますが。

○中島委員

これによって、教員が増えるからいいということですよ。その中で1の(1)のAの中の(ウ)の、これ急に具体的にa、b、c、dの項目にある学校に触れておられますね。まあIBOは見たことがあるけれど、なんでこんな具体的に出てくるんですか。

○長谷川参事監兼小中学校課長

これは4頁以降の国の指針を作っているんですが、10頁のところに出ているような形で、かなり細かく出ているんですが、こういったものを参考にして、あと他県のものも参考にしながら、こういった辺りを作成させていただいているところです。

○若原委員

たまにですけど、高校の校長の公募というのがありますね。民間人の校長で、うまくいっているかどうか分からないけど、校長だけですか。

○足羽教育長

副校長は免許はいりません。

○長谷川参事監兼小中学校課長

授業するためには必ず免許はいりますが。

○足羽教育長

校長は教育をつかさどるという規定にはなっていないので。教頭は児童生徒の教育をつかさどるという位置付けになっているので免許がいります。

○若原委員

事務職員から校長になられるというのもありますね。

○中島委員

これを使って「教員になりませんか」とアピールする計画はあるんですか。

○長谷川参事監兼小中学校課長

教員採用試験においては、だいたい工業とか決まったような形を今現在は募集しておら

れますので、そういった方の中でこういった基準を見ていただいて、積極的に手を挙げていただいたらなというふうに思いますが、あと私立のほうについては、雇用主が推薦してこられないといけません。だいたい今までのパターンは、その学校で1年ぐらい臨時免許なんかで、経験をされて、この人は大丈夫そうだなと思われた方をだいたい上げていらっしゃるというのが、一般的なところですよ。

○中島委員

では、県教委として公立学校で働く職員をこの制度を使って、この基準を用いて積極的に取っていかうということは、それほど積極的に予定しているところではない。

○中田教育次長

採用試験の中に社会人経験の枠があるので、それで。まあこれは国のほうもそういう方針を打ち出していますので公表はしていく必要はあるかというふうに思います。

○森委員

ハローワークのほうには出ているんですか。

○長谷川参事監兼小中学校課長

そこまでは。

○森委員

ハローワークも県立のものがありますよね。

○足羽教育長

今の人はもうあちこちに募集をかけていますので、免許がある人はもちろんだし、そうじゃないこういう方についてもというのは、しているんじゃないかと思うんですが、ちょっと確かめて、もししてないようなら、今回こういうふうきちんと規定したので、こういう方も免許がなくても、特別免許状で、教員採用の道がというような案内をしていくことができるのかなと思います。

○森委員

なぜかという、県立のハローワークさんて、すごく積極的なんです。すごく丁寧なんです。例えばお店が閉鎖になるというのをどこかで聞きつけられますと、そこに電話を直接かけられて、従業員さんたちどうされるんですか。と電話をかけてくださったりするんですよ。それは県立なんです。県立も通常のハローワークも連携もしておられるし、鳥取県はこの県のハローワークが非常に、あるのでこの管轄下の中にあるので、ハローワークさんにPRをもししてあれば。してなければとっても、もったいないなど。

○中田教育次長

ちょっと確かめてみます。

○足羽教育長

県立ハローワークがしているかどうかということ。

○鱸委員

このALTの先生方が、この特別免許状を取っているケースってあるんですか。

○長谷川参事監兼小中学校課長

本県ではありません。

○鱸委員

本県は、ALTは足りているんですか。

○長谷川参事監兼小中学校課長

県立学校については、県で任用しているんですが、市町村については市町村のほうで任用しておられます。一時期コロナで来るのがなかなか難しさがあったわけですが、現在は来ておられると思います。ALTさんとのコミュニケーションというやり方もありますし、オンラインでの外国の方とお話をするような形に、ちょっとずつ変わっていったおられる市町村もいらっしゃるということです。

○鱸委員

分かりました。

○足羽教育長

では、積極的にPRをしていくということで、募集に繋げていきたいと思います。ありがとうございました。

【報告事項キ】 令和5年度に向けた「いじめ対策・不登校支援」について

○足羽教育長

では、報告事項のキ、説明をお願いします。

○定常いじめ・不登校対策センター長

令和5年度に向けたいじめ対策・不登校支援について、報告をさせていただきます。まず1頁目ですが、先日のこととなりますが、2月8日に、事務局内の3役、それから関係課の課長16名で構成しているいじめ・不登校対策本部会議を開催しました。(4)の内容のところ、話し合った内容を書いておりますが、いじめの問題や不登校の対応、それから未然防止にかかる対策について協議をしたところでございます。

(5)のところの主なところで10点挙げさせていただいていますが、かいつまんで申

しあげますと、1つ目の点ですけれども、不登校の要因として学習のつまづきがあるというところから、やはり教員の授業づくり、授業改善が必要であると、エキスパート教員が公開授業をするわけですが、その公開授業を動画にして、効果的な方法を全県的に周知していきたいという意見が出たり、5つ目ですけれども、不登校の子どもに限らずですが、困り感を抱えている児童生徒個々に応じた学びを保障する、困り感を抱える児童生徒を早期に把握し支援をすることがやっぱり必要であるという視点から、今年度東、中、西の3校で試行的に「気持ちメーター」という児童生徒の心と体の健康観察アプリを1人1台端末になった絡みで導入をして、子どもたちの心の様子を早期に把握して、気になる生徒がいれば、教員が声をかける、相談に乗るというふうな取組をしているというような報告もありました。

また一番下ですけれども、先般の定例教育委員会でも申し上げましたが、今年度対策センターとして、私を含め3回、各市町村のほうを伺わせていただきました。その中でやはり地域資源、地域人材を活用した困り感を抱えた子どもたちの関わりをしておられるという声を多く聞きました。そういう視点から学校の困り感を伝えることで、学校以外、特に地域資源の方と一緒に不登校支援について考えていけないかというふうな意見も出ました。

2頁目になりますが、最初の点です。発達課題を抱えた児童生徒が増えている現状にあるところから、やはり特別支援学校のセンター機能を充実させていきたいというような意見も出て参りました。

このような意見を元に大きい2番ですが、令和5年度いじめ対策・不登校支援についてということで、(1)から(7)までの7点挙げさせていただきました。

(1)学校の魅力アップ事業です。今年度から、当センターが新規事業で行っておりますが、来年度、令和5年度も継続して参ります。取り組む内容は大きく変更はありませんが、1つ改善策として、市町村巡回をする中で、やはり学校が困った時にタイムリーに我々が入って一緒に考え、助言していくといういわゆる連絡体制がやっぱり必要ではないかという意見をいただきました。具体的に申しますと、学校がダイレクトに対策センターに電話をしてこられることで、タイムリーに学校に入る。機動力のある関わりをしていく必要があるということで、次年度展開して参りたいと思います。そして、あとで対策センターは局に報告し、学校は市町村教育委員会に報告をし、関係者が集まって課題改善に向かって共に歩んでいくというような連絡ルートを取って参りたいというふうに思います。

それから(3)の居場所づくりのところですが、先般も申しあげましたが、校内サポート教室を来年度は10校、今年度5校でしたが、倍増して取組を進めて参りたいと思います。

以下(4)まで挙げておりますが、各課連携を図りながら、いじめ対策、そして不登校支援に当たって参りたいというふうに思います。簡単ですが、以上で報告を終わります。よろしくお願ひします。

○足羽教育長

何かご質問等がありますでしょうか。

○鱸委員

センターで関わっていくというか、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの位置付けというのは、長年やってきたんだけど、それはやっぱり機能しきれていないということですか。本課から連絡を受けて、直接入っていくというのは。それはどういう条件なんですか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

今スクールカウンセラーが、全中学校、県立学校には入ってきておりますし、全中学校区に配置し、校区内の小学校にも対応している状況です。それからスクールソーシャルワーカーも配置してあるんですが、例えば困り感を抱えた子どもたちの、いわゆる支援会議とかケース会議に入って、見立てをしながら適切な支援ということは行っておられます。しかし、我々としても、一緒になって考えていくということで入らせていただいて、共に考えていくという意味で取組を、この魅力アップ事業を進めていきたいという意味合いです。カウンスラーさんやワーカーさんが機能していないということではないです。

○鱸委員

どっちかという、システムとか管理とか、そういうようなところの仕事がメインじゃないかと思ったりしてたんで、むしろワーカーさんのような方々が入って行って、チームを作って現場で早期に対応するというのが基本的な構造だろうなと思っていました。一緒にソーシャルワーカーさんと早期に入っていくというところが必要性ですよ。

○定常いじめ・不登校対策センター長

当然、学校の組織体制に対して、我々が持ち合わせている知見で、学校さんのほうに助言、指導するのを含めて。

○鱸委員

専門性からすると、スクールソーシャルワーカーとか、ソーシャルカウンセラーとかの方も、もう十分専門性があるように、そういう方を仕事していただいていると思うんですけど、違うんですか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

そうですね。本県での例をあげれば、スクールソーシャルワーカーについては、県内に養成する機関がないというところがあります。多くは社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有した者のいる割合というのが、本県ではあまり高くはないという現状があります。じゃあ誰がということになると、教員OBがスクールソーシャルワーカーとして勤務されている現状があります。当然我々としては質の向上、質の担保というところで研修をしたり、連絡協議会で、一緒に好事例も含めて活用もごきますよということとはほぼしているところではあるんですけども、まだまだ研修の部分で。

○鱸委員

分かりました。そういうことであるということを理解しておきたいと思います。

○足羽教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○若原委員

1頁の一番下ですけどね、学校以外にも児童生徒に関わる団体があるとか、あるいは学校の外にもそういうことに関わっておられる個人の方があるとしても、例えば学校のほうから「実はこういう子どもがおって困っているんだ」というようなことを相談にいったりするのには、その子どもの個人情報を出さないことにはなりませんので、それは慎重にしなければいけないと思いますね。

○定常いじめ・不登校対策センター長

はい、ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、個人情報の兼ね合いもありますので、全部が全部、地域の方に、ということは、私の把握している限りではないです。

例えば具体的に申しますと、保護者さんと地域の方とやり取りする中で、民生委員さんだったんですけども、「うちの子どもがちょっと行きしぶっている」という情報をキャッチされて学校に相談されました。「何かできることはないですか」というやり取りの中で、その方が行きしぶっておられる子どもさんのほうに、地域の公民館で学習支援をされた。そうすると、その子が褒められて自信を取り戻して、最終的に学校のほうに戻っていかれたということから、地域の方とやり取りする中で、誰がということではなくて、地域の方そして高校生も入って、学習支援をしていると、それは特に困り感を抱えたということではないんですが、やはり地域の大人が関わる中で、子どもたちに自信を付けさせて、次のステップに進んでいくという取組を伺ったものでして、そういった意味では本当に個人情報にはしっかり気を付けながら、地域の資源を活用するというのは方法の1つとして、大事かなというように思っているところでございます。

○足羽教育長

市町村や学校に入っていくことで効果が出ているのもたくさんあるんだよな。

○定常いじめ・不登校対策センター長

今年度から始めていく中で、一度お話ししたことがあるかもしれませんが、やはり子どもたちへのファーストタッチの言葉かけ、それからの視点というのを連携会議で学んで、その視点を持って学校に入る。「こういう視点はどうか、こういう視点はどうか、」というところで、学校での気づきが発生して、新たな視点から見とれて支援に入っていくという部分でいえば、本当にこの連携会議で大学の先生に入ってもらって、いろんな視点から子どもの見立てる示唆をいただいたというのは、1つ今年度大きな成果でなかったのかなと思っております。

○佐伯委員

公民館活動が根付いて、放課後の居場所みたいになったりとか、なかなか言葉をかけて

もらえない子どもが、「ここはよくできているね。どこが分からないの。」とか「今日の様子がおかしいけど何かあったの」とかの言葉をかけてもらえると、割と心のもやもやが解消していったりとか、あまりなじみがないけど、こんな話ができたとか、あると思うんですけども、そここのところがうまく機能している地域ではすごくうまくいっているんじゃないかなと思っています。それが市街地というか、いろんな出入りのある地域で、まだ自治会の中のいろんな人間関係がうまくいっていないというか、親しくなっていないところでは作りにくいのかなと思ったりして。

○定常いじめ・不登校対策センター長

この場で状況的なことはちょっと申し上げることはちょっとできないんですけども、先般、不登校親の会さんと話をしていく中で、地域で不登校の子どもたちが、地域の大人にはすごくなついて、話を聞いてもらったり、褒めてもらったりする中で、その方がキーパーソンだというふうなことをおっしゃられました。やはりこの前も言いましたが、居場所があって自分のことを分かってくれる人がいて、「分かった、できた」という学びがある。自分のことを分かってくれるという存在が教員かもしれないし、関係機関の支援者かもしれないし、当然保護者さんも含めてですが、それから地域の方かもしれないし、だから誰であったら自分の思いが伝えられるのかというのを、やはり学校のほうは丁寧に見とってキャッチする必要があるのかなということは思いました。それは、郡部であれ、中山間地であれ、都市部であれ、地域の方が関わりによってはキーパーソンになり得るのかなということはちょっと感じたところではあるので、そこは連携会議の中で、市町村さんと一緒に伝えさせていただきながら、好事例も聞きながら、広く広げていきたいという思いはしているところです。ありがとうございます。

○佐伯委員

一気に広がらなくても、地域からとかできるところから、力になりたいなと思っている方がどういうふうな学校に入っていったらいいんだろうとか、公民館で部屋を使ったりとかでもいいんだけど、そここのところが一步繋ぐコーディネーターする人は大変かなと思います。

○定常いじめ・不登校対策センター長

先程のお話じゃないんですけども、実は社会教育課とうちのセンターから2人で、鳥取市のある地域の研修に出向いていった時に地域の方がおっしゃられたのが、私たちに出来ることはないだろうかというご発言をなされた方もおられまして、そこは本当にありがたく思って、「こういう取組をしておられるところもあります」と紹介しながら、話をさせていただいたところなんですけども、本当にコーディネーター役というのは繋ぎ役の意味が。

○鱸委員

地域の研修などに出ていかれて、現場でいろんな原因を考える中で、医療との関わりの必要性とか、そういうケースで、まあ不登校・いじめというのはいろんな原因があると思

うんですけど、医療との関わりなんかであまり現場のほうで医療的なものは、今言われた地域の資源を大切にしていくなか、各地域の関わりは良さそうな、意外とそういう問題をディスカッションする時に、医療の問題は出てこないよという印象ですか。それともボツボツあるのか、あるいはけっこうありますよというのか、どうですか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

その対策会議とうちが専門医による相談会をしております。3月に入りましたのでホームページにアップして4月の日付を始めているのですが、ニーズは高いです。

○鱸委員

高い。いや、そういうサービスをされているというのはいいと思いますけどね。

○定常いじめ・不登校対策センター長

すごくニーズも多くて、どちらかといえば一杯です。

○鱸委員

分かりました。医療機関でもクリニックでも一杯、小児科の先生方は引き受けて薬剤治療したり、いわゆる聞き取りをしたり、評価したり大変な思いをしているんですけど、こういうふうにいるなところで出来て、1つは対策センターで頼ってやっていただけるのは、子どもさんにとってはいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○定常いじめ・不登校対策センター長

次年度も継続してやりたいと思います。ありがとうございます。

○中島委員

令和5年度の10校って、もう決まっていますか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

はい、決まっております。いま配置に向けて支援員の選定をしているところです。

○中島委員

教えてもらうことって出来ますか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

ちょっとまだ確定ではないんですけども、確定ではないというより、支援員の配置がまだできていない状況がまだありますが、東部のほうが、鳥取西、鳥取南、鳥取北、桜ヶ丘というふうに報告を受けております。この4校です。中部が、倉吉西中、東伯中の2校でございます。それから西部が、福米、後藤ヶ丘、東山、境港第三中学の4校です。

○足羽教育長

単なる場所ではなく、ここに今人選していただいている人がいて、そこに教室には入れない子どもたちが学校に来ることができた。それを受け入れ、そこで学びの場を提供する。「自分のペースでいいよ」というような、そこに人がいる安心感が子どもたちの気持ちの改善に繋がっているという報告に繋がって、非常に効果が出ているので、頑張っただけで倍増させてくれました。ただ成功はいいんですが、ベースが市町村の仕事でしょう。その辺はちょっと無視しながら頑張っているんで、場合によっては市町村で半分半分でもいいから、市町村からの声も大切に、もっと増やしてほしい。米子市なんか一生懸命なんですよね。だから例えば半々でもいいから広げたい。米子なんか今年から小学校に特化してやると、米子市は独自で小学校にこの教室をつくるというようなことで広がっています。

いろいろ作戦を練りながらですが、やっぱり話題に今それぞれいただいたように、スクールカウンセラー、ソーシャルカウンセラーもそうですし、このサポートセンターの見守る人が地域の人、やっぱりキーワードは子どもたちを見守り支える人なんだろうなと思います。人と人との関わりをどうやって作っていくのか、そうした関わりが薄いからこそ、あるいは認められないという肯定感が得られないからこそそのいじめだったり、不登校に繋がっていることを思えば、そんな人にこだわった施策を進めることで一人でも二人でも、そうした子どもたちへ手を差し伸べられればというように思っていますので、しっかり頑張ってくださいと思います。

○森委員

1つだけいいですか。

○足羽教育長

はい、どうぞ。

○森委員

地域の声で、皆さんが「何かできることはないか」という部分で、積極的には動かれている方も私も何人か拝見していますけれども、例えば子ども食堂ですとか、そういった活動もその一端だと思います。ちょっとどんなふうになっているか私も伺いたいんですが、自分でなんかできることはないかと少しでも何かをやっているらっしゃる、やろうとしている方たちが、「何かできることないですか。」って尋ねる場所ってどこになるんですか。

○定常いじめ・不登校対策センター長

私が報告を受けている限りでは、地域のコミュニティースクールではないんですけど、民生委員、児童委員さんが学校の委員さんになっておられて、そこから「何かできることはないだろうか」ということで支援に入っておられるという報告は受けておりますので、「何かできることはないですか。」というのを届けるのは学校になるのかな。場合によっては、市町村教育委員会になるかもしれませんが、私どもが把握しているのは、学校が多いという捉えがあります。

○森委員

「何かやれることがあったらやります」という方が、もし本当にいらっしゃるのであれば、県か何かに「何かあれば関わりますよ」というA、B、Cランクぐらいの積極的に関わりとか、このぐらいだったら関わるとか、いろいろと登録の仕方はあるかもしれませんが、そういうふうに分がその思いを受けとめてくれる繋ぎの仕組があると、その思いが、もうちょっと見える化されるのかなという感じがしました。例えば、今活動していらっしゃる子ども食堂さんですとか、個人的にやっていらっしゃる方たちのところを窓口で、県に登録してくださいといて、そういう支援をしたいという人がおられたら、その子ども食堂さんが窓口になって登録を促すだとか、そんなふうにして、手伝いたいよという方たちを吸い上げる方法が何かあればいいのになというように。思いがあっても何か繋ぐ場所がないのかなというように、ちょっと思いました。

○中島委員

ボランティアとそれをコーディネートする役割みたいところですね。

○森委員

さすがに学校に持っていかないような気がするんですね、例えば私が、もう自分の子どもが学校を卒業してしまったのに、「何かできることありませんか。」と学校を訪ねていくのは、ちょっと私はしないかなと思います。でも、子ども食堂さんみたいところだったら、何か子どものためにやっておられる所だったら、「何かできることがあったら、手伝いますよ」ということを言いやすいんじゃないかなと。

○中島委員

それなんです、逆にそれを受けちゃうと、働き方、関わり方を考えてもらうので、すごい大変な仕事になるんですね。ボランティアの人を受けちゃったら働いてもらわないといけなくなるから、ある程度義務感が発生するじゃないですか。そうすると「この人難しいな」と思っても、なかなか業務にしてしまうと、ちょっと意外とヘビーになるかもしれないですよ。

○森委員

今のを聞いていたら、本当ヘビーだなと。例えばどうなのでしょう。必ずその方に手伝ってもらえるか、もらえないかは、当然そこはマストではないにした時に、例えば子ども食堂さん自身が人手を求めているところもあったりして、その時に調理ができる方とか、目的を。

○中島委員

マッチングの場が作ればいんだけどね。ニーズと。

○森委員

そうです。ニーズと、登録をしっかりとできるように。これ仕事のマッチングと似ているとは思いますが、ただそこに手当が発生しないので、またそこに難しさが出てくるの

かなという思いは今しました。

○中島委員

いいこともあるけど、意外と大変な部分もある。

○森委員

そうですね。

○足羽教育長

その辺りは、地域側の地域学校協働活動本部が、そういう役割なんです。学校とどんなことができよう、ということを地域側で考えていく。そこはいま中島委員さんがおっしゃるような、完全にそこで声を受けて全部しなければならないなんて、学校のニーズというものをそこも共有して、「こんなことできる人いませんか。」って、やったら、それなら私がつて、手挙げしてもらって、人それぞれがあると思うんですが、そういうのをまた学校のコミュニティースクールのほうに届けるというこの仕組みが一番スムーズで、ニーズも把握して声を周辺に届けて応募を集めて「どうでしょう」というのが一番効率的な。

○森委員

そうですね。公募したほうがいいですね。

○足羽教育長

そうです。はい。

○若原委員

学校運営協議会のメンバーというのは公表されているんですか、地域では。

○中田教育次長

それは、されていると思います。

○若原委員

その人に言っていけば、学校に声を届けてくれますよね。

○中田教育次長

そういうのもあると思います。地域学校協働活動をしておられるところには、地域コーディネーターという役がありますので、よくあるのはその方が、田植とかしたいんでボランティアということを学校がお願いしている時に、そのコーディネーターさんが声をかけて、何名が集めてこられてお願いをするパターンで、学校支援ボランティア的な動きは、今でも学校はよくやっているんですけど、ただちょっとまた違いますよね、この課題はね。違うんだけど、学校としても地域の方と信頼できる人が、学校に紹介してもらえるというのは安心感がありますですね。マッチングアプリみたいなのでは、「この人はどういう

人かな」みたいなどころからスタートしなければいけないというよりは、そんな身近なところでの繋りで、ことが運んでいくというのは安心感というのは出てくるかもしれない。

○森委員

子どもさんたちの声も父兄の声もかなり吸い上げておられるんですよね。子ども食堂をやっておられるところ、その声がどこに届くんだろうといつも思って、私も聞かせていただくこともあるんですけど、その方たちが現場で聞いている声が、学校では聞けない声をけっこうたくさん持っていらっしゃって、これがどこかに生かされたらいいなって思うことも多々あるんですよね。

○足羽教育長

はい、分かりました。では、報告事項のキも以上で終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

【報告事項ク】 鳥取県立図書館の目指す図書館像の改訂（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

○足羽教育長

では、説明の最後は、報告事項クになりますので、よろしくをお願いします。

○小林図書館長

報告事項のクということでご覧ください。12月の委員協議会の中でご検討いただきました、鳥取県立図書館像の改訂案でございますけれども、これをパブリックコメントにかけ、広く意見を頂戴いたしました。その結果を報告させていただきます。パブリックコメントの実施期間は、令和5年1月10日から同月31日までの期間で、7名の方から11件の意見を頂戴しております。それぞれの意見について反映したもの、それから既に案の中に盛り込み済のもの、それからその他ということで分けさせていただきます、資料の2のところにつけさせていただきます。

まず、反映させていただいたものということなんですが、サービス指標について、電子書籍の利用件数が当初2万件というのは過大だといったことがありました。これは、電子書籍を導入する予定にしているんですけども、これを4月の当初から使えるという想定で2万件というような数字を挙げておりますけれども、調査しますと、システム改修等の期間が必要で、当初数カ月間は、どうも使えない期間があるようだという含めて、数を削減して計上しております。

また、用語解説について、読書バリアフリー、アクセシブルな書籍については用語解説があったほうが良いというような意見を頂戴いたしました。読書バリアフリーについては、本文の中で十分説明をさせていただいているということで、お返しいたしましたけれども、アクセシブルな書籍、つまりいろんな障がいのある方が使いやすい本ということですが、もう少し分かりやすくということで、用語解説のところに入れさせていただいております。

その他盛り込み済というところで、災害対策に感染症対策を含むということ、あるいはバリアフリーと居場所としての図書館をキーワードの中に記載してはどうかというのは、これも第1の柱、第2の柱の中で記載させていただいていることで整理しました。また、その他のところについては、人を増やしてほしいとか、増やしたらどうかという意見をいただいておりますが、なかなか現実的には難しいところもありますが、これからの課題ということで整理をさせていただいているところでございます。

なお、11月の委員協議会のところで、中島委員からいただいた意見の中に、文学の居場所がどうも無いのではないかという意見を頂戴しておりまして、館の中でもちょっと相談をさせていただきました。加筆した部分がありますので、紹介させていただきたいと思っております。第2の柱のまず柱の名前なんですが、10頁でございます。第2の柱をこれまで、「人の成長、学びを支える図書館を実現します。」ということで書いておりましたけれども、その頭のところに、「生涯を通じて」という言葉を入れさせていただいて少し厚みを持たせたところでございます。更に12頁の中ほどのちょっと下のところに、生涯学習としての読書推進というところがありますけれども、そのポツ1のところ、後半部分に豊かな感性や情緒を育むための読書の推進、またポツの2のところはこれ一文加筆で入れましたけれども、哲学、歴史、芸術、文学など知的好奇心を刺激し、多様な価値観に触れられる資料の提供ということで、そういう表現を付け加えさせていただきました。ということで報告させていただきました。

なお、このパブリックコメントの結果については、2月議会の常任委員会でも報告をさせていただいておりますし、ここで協議いただいて決裁に向かうということでございます。以上でございます。

○足羽教育長

今のを聞いて思ったのは、10頁の「生涯を通じて」というのを付けてくれたのはいいけれども、言葉表現で、「生涯を通じての人の成長」でないと、かかり具合が「生涯を通じて図書館を実現します」では、これが実現するようになっちゃうので、「生涯を通じての人の成長」ということでしょうか。だから「の」があったほうが、いいなど。

○中島委員

たしかに「実現します」にかかっちゃいますよね。

○小林図書館長

そこに点が入っているという気持ちでだったかもしれませんが、「の」と書いたほうが非常に分かりやすいですね。

○足羽教育長

生涯を通じてずっと学び続ける、成長を続けるという、そんなことを支える図書館を実現しますという。

○小林図書館長

ありがとうございます。

○足羽教育長

「の」があったほうが元国語の教員としては良いと。パブリックコメントの意見、あるいは中島委員さんから寄せられた意見を踏まえての改訂の報告でしたが、最終的には教育長決裁ということですか。

○小林図書館長

はい、それをお願いしたいと思います。

○足羽教育長

何かお気付きの点がありましたらお願いします。

○中島委員

パブコメにいかにも玄人っぽいパブコメが。

○小林図書館長

関係者のようです。ただこうやって意見いただけるのは、意識の高い方だと思いますので、ありがたいことだと思っています。

○足羽教育長

10頁の第2の柱にさっきの生涯を通じての「の」を入れてくれたら、ここの6頁の第2の柱のところもということになるね。

○小林図書館長

図の中の表現も変えさせていただきます。

○足羽教育長

ということになるね。

○若原委員

視覚障がいの方の点字の図書というのは整備されたものがあるのでしょうか。

○小林図書館長

盲学校のほうと相談をしながらつくってございまして、実際には、点字で販売されているものというわけではなくて、必要とされる本を点字化するというございませう。その予算を県立図書館のほうで持っておりまして、出来上がったものについて、盲学校のほうで使っていただいている、そういうような。

○若原委員

図書館のほうに点訳をされる方がおられるわけではない。

○小林図書館長

今のところは外注で、お願いをしているところですけど、点字のプリンターとかはありますので、例えば視覚障がいのある方を対象とした研修会のような時には、当館でそういう資料を作る場合もあります。出来ないことではない。

○中島委員

点字のプリンターというのがあるんですか。

○小林図書館長

点字を覚えるためのツールといいですか、穴の開いた機械がありまして、それで押しただりして自分で、名刺に自分の名前を点字化するみたいなこともできるような、そういうツールもあるんですけども、勉強しようと思ったら、そういうようなものを使いながら練習するようなことも、今後考えているところです。

○足羽教育長

よろしいでしょうか。では、目指す図書館像の改訂をしながら、本当に必要なことを目指して、更に頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは長時間にわたり、ありがとうございました。以下の報告事項については、時間の関係で省略をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。(同意の声。) それでは、以上で報告事項は閉じたいと思えます。

(3) その他

○足羽教育長

その他、各委員さんのほうから何かありましたらお願いしたいと思えますが。

○中島委員

私の知り合いの人が、主権者教育に繋がるということで、市長選挙を使って高校生が模擬投票するというのを茅ヶ崎市で実践されたのをモデルにしながら、鳥取県議会議員選挙で、同様の高校生による模擬投票ができないだろうかということを考えて、それでクラーク高校と連携しながら、鳥取市選挙管理委員会と鳥取市教育委員会に相談したら、選挙の公平性に関わることだから協力はできないと言われたが、鳥取県選挙管理委員会と鳥取県教育委員会に相談したら、協力しましょうと言われて、大変喜ばれていました。その点は今回統一地方選がくるので、主権者教育に関わることというのは、今回のような感じでぜひ積極的に鳥取県教委としても応援していただけるといいなということをおもいましたので、一言お礼も兼ねてご報告申しあげます。

○足羽教育長

ぜひ投票率を上げることが目的じゃないんですけども、ぜひ今回4月9日の投票には参画して行ってほしいなと思うので、しっかり働きかけていきたいと思います。

○中島委員

ただ、3年生は4月9日に参加できるのは少しだけなんです。

○足羽教育長

2週間だけなのでね。18を超えないといけないので。

○中島委員

本当に少しだけで残念だな。

○若原委員

該当する生徒は少ないんですね。

○中島委員

極めて少ない。

○若原委員

模擬選挙なら別に本当の選挙じゃないから、18歳になってなくても。

○中島委員

模擬選挙はもちろんいいですね。

○足羽教育長

ただ実際の4月9日の選挙がね。

○中島委員

本当に若い人たちの政治参加の意識は、とにかく上げていかなきゃいけないことなので、非常に重要な問題だと思います。

○足羽教育長

そのほか、何かありますか。はい、では次回は新年度になりますが、4月19日、水曜日になります。午前10時から定例教育委員会をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の定例教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。